

戦後の日本における産業構造改善政策と

中小企業法制の変遷 (一)

——企業集中の実態分析とからめて——

丸山 稔

目次

序章

一、経済構造における中小企業の地位 二、産業構造改善政策 三、問題意識と考察方法

第一章 第一期（戦後から昭和三〇年まで）（以上、東洋法学（東洋大学法学会）第一四卷一・二合併号掲載）

一、背景の特色 二、経済民主化・産業（企業）合理化政策と中小企業法制 三、企業集中の実態分析

第二章 第二期（昭和三十一年から三十四年まで）

一、背景の特色 二、産業構造合理化政策と中小企業法制 三、企業集中の実態分析

第三章 第三期（昭和三五年から三七年まで）（以上、本号掲載）

一、背景の特色 二、産業構造高度化政策と中小企業法制 三、企業集中の実態分析

戦後の日本における産業構造改善政策と中小企業法制の変遷 (一)

第四章 第四期（昭和三八年から四一年まで）

一、背景の特色 二、産業構造高度化政策と中小企業法制 三、企業集中の実態分析

第五章 第五期（昭和四二年以降）

一、背景の特色 二、産業構造改善政策と中小企業法制 三、企業集中の実態分析

終章

一、結論 二、今後の課題

第二章 第二期（昭和三一年から三四年まで）

一、背景の特色

戦後の日本経済は、昭和三〇年前後で復興段階をほぼ終了し、それ以後新たな高度成長過程に入ったのであるが⁽¹⁾、これは、日本経済の量的拡大をもたらしたばかりでなく、経済構造の各方面にわたって急激な構造変化をもたらし、いわゆる経済の二重構造が形成された。⁽²⁾この背景について見れば、すでに前期において考察してきたように、三〇年以前の復興過程においては、大企業を中心とする重要産業重点主義の経済政策が推進され、独占法や中小企業の組織化法の数次にわたる後退的改正等により、産業合理化のための企業集中が促進されて、大企業と中小企業との間に下請体制が確立され、しかも支配的資本・大企業の企業系列化、企業再編成も進行して、独占資本の復活が見られるよう

になったが、その反面、戦後急速に増大した就業人口の大半が中小企業に吸収された結果、二重構造の底辺には農業とならんで中小企業が大きな比重を占めることとなった。すなわち、二六年から三二年の六年間の農林水産業を除く全産業事業所における従業者増加数の約七八%は中小企業で増加し、大企業では約二一%に過ぎなかった。⁽³⁾したがってこの時期においては、二重構造の解消と中小企業の低生産性、低所得、低賃金等大企業との格差の是正および完全雇用対策が経済政策の基本的課題であるとされた。

こうして昭和三十一年の経済自立五カ年計画や三二年の新長期経済計画が政府によって策定されるに至ったわけである。

ところですでに三〇年にはガットへの加入、IMFへの加入、日中貿易協定の締結等によりわが国の国際的關係が強められ、経済規模の拡大、輸出の振興が図られた一方、国内的には技術革新によるオートメーション化と設備投資の増大が図られた。

その結果例えば、繊維産業においては過剰設備の問題や繊維製品の輸出における過当競争の問題や米国における日本綿製品の輸入阻止運動等が発生して、行政勸告による生産調整が行なわれるに至った。また、三一年の好況時において、中小企業分野では、生産過剰、経営の不安定に悩む業種が見られ、中小企業安定法に基づく員外者規制命令が四業種にわたって発動された程で、⁽⁴⁾これを契機に同年六月中小企業振興審議会が設置され、中小企業の基本的問題と当面の対策の検討が行なわれた。同年における下請取引関係の適正化により下請中小企業を保護することを目的とする下請代金支払遅延等防止法の制定は不況の影響で親企業の経営不安が下請単価、受注量、支払条件等の面で下請中

小企業に「しわよせ」される傾向がきわめて強かったことを物語るものである。

しかも、昭和三〇年前後からは、統制経済的色彩の濃厚な臨時立法の形式をとった多数の重要産業におけるカルテル立法が独禁法の適用除外立法として制定されるようになったが、更に三二〜三三年頃の不況事態と倒産の続出を背景として、従来の独禁政策の全面的な検討が加えられることとなり、独占禁止法審議会が設置されて、ここでは「公共の利益」の概念が拡大解釈され、独禁法改正案が登場した。この改正案は合併規制やカルテル規制を大幅に緩和するものであって、独禁政策を従来よりも一層後退、変質させる性格のものであり、また、支配的資本の支配体制、寡占体制の維持、強化を指向するものであった。しかし、この改正案は一般消費者、中小企業、農林水産漁業等の各団体の熾烈な反対にあって流産に終った。しかし、その後の独禁法の運用面においては、雪印・クローバーの合併や中央繊維・帝国製麻の合併の容認に見られるように、公正取引委員会によって独禁法の事実上の形骸化が図られた。更にその後、昭和三三〜三四年頃になると労働需給関係の変化やEECの発足、新産業新技術の発展、消費革命等の構造的与件の変化が見られるようになり、これらの内外経済環境の変化を背景に、新たに全般的な構造問題が提起されるに至った。そして、産業政策、中小企業政策はこの観点から新たに展開されることとなった。

註

(1) 昭和三一年度経済白書。

(2) 昭和三二年度経済白書。

(3) 昭和三八年度中小企業白書三七頁。

(4) 昭和三八年度中小企業白書三七頁。

(5) 東京商工興信所調査によれば、企業倒産状況は、昭和三年一、七三六件、三三年一、四八〇件で三一年の一、一三三件に比べ、かなりの増加を示しており、兩年ともに資本金五〇〇万円未満の中小企業倒産が圧倒的に多く、そのうちでも特に資本金一〇〇万円以上五〇〇万円未満の企業倒産が最も多くなっている。

二、産業構造合理化政策と中小企業法制

昭和三一年から新たに高度経済成長過程に入ったわけであるが、すでに述べた二九年の大蔵省の産業構造合理化構想は、産業構造の変化に対応して、二重構造の解消と格差の是正という新たな問題意識から修正を加えられて、三一年の経済自立五カ年計画と三二年の新長期計画等に受け継がれた。

経済自立五カ年計画では、国民経済の高成長と均衡と安定という三つの基本的要請が自覚的に取り上げられ、かつ産業構造の均衡ある構成ということが強調されており、更に新長期経済計画では、完全雇用を実現するために必要な高度経済成長と産業構造の高度化および輸出構造の高度化が取り上げられ、しかも高度成長を均衡と安定という条件のもとで実現しようとする「適正成長」の理念が明確に意識されており、すでにこの両計画の中で、高度経済成長と経済構造改善、産業構造改善という二つの基本的要請が次第に自覚的に取り上げられていた。また三二年一二月の産業合理化白書では、従来の個別企業の合理化を中核とする産業合理化政策が反省されて、「国の産業構造に多くの不

合理があるならば、個々の企業者の合理化活動には、はじめから制約が存在することになってしまふ。したがって企業の合理化活動の方向が産業構造の合理化と適合していることが国民経済的に見て必要とされ、従って産業構造の合理化の達成が産業合理化の基本的課題であるとされており、ここに至って、産業合理化政策が従来の個別企業合理化中心から産業構造合理化中心に転換し、産業構造改善政策なる産業構造合理化政策の展開が見られるに至った。

そうして、このような経済政策、産業政策を裏付けるために競争制限的行為を容認し、しかも、官僚統制のかつ統制経済的な色彩が濃厚な法制化（独禁法の適用除外立法）が行なわれるようになった。

ところで、この時期における中小企業政策の展開について見るに、昭和三十一年一二月に中小企業に関する広範な基本的課題と当面の対策についての審議結果として政府に提出された中小企業振興審議会の答申は次のような内容のものであった。

同答申は、

「最近におけるわが国経済は、極めて好調に推移しているが、中小企業の分野においては、なお多くの企業が経営の不振に悩み、特に小規模及び零細規模の事業者において甚しく、大企業と中小企業、更には中小企業内部における諸格差は、ますます拡大する傾向を示している。」

と、大企業と中小企業との格差の拡大傾向および中小企業内部の階層分化の兆候を指摘して、経済の二重構造問題を意識しており、

「しかし、わが国の中小企業は、輸出産業としてもあるいは生活必需品供給産業としても産業構造上極めて高い比

重を占めているのみならず、特に増大する労働人口に対する主要な雇用の場として、社会的にも極めて重要な役割を果しているので、今後におけるわが国の社会的安定、経済の拡大発展が達せられるかどうかは、中小企業の育成振興の帰趨如何にかかっているといっても過言ではない。」

として中小企業の経済構造、産業構造における地位の重要性を認め、しかも中小企業を雇用の場として把えており、

「しかして、わが国の中小企業が、つねにかかる窮乏に喘ぐ所以は、増加人口の圧力を受けての企業の夥多、過当競争を根源とし、資本金の弱小、技術水準の任意、前近代的経営体制等が交錯してその因となっているので、これらの諸問題を解決し、中小企業の育成振興を図るためには、まずもって中小企業の団結を強化して取引秩序の正常化等に努めるとともに、企業自身の合理化によりその経営基盤の確立を図り、更にはこれと関連して中小企業をめぐる金融その他の外部的諸条件を改善是正して中小企業に対し公正な事業活動の機会を保障する必要がある。」

としていた。

すなわち、同答申は、二重構造の解消と格差の是正および過当競争の防止を図り、中小企業の育成振興を図るためには先ずもって中小企業の組織力の強化が必要であり、それとともに個別企業の合理化の推進が必要であり、更に中小企業の金融その他の対策が必要であるとの基本的立場から、従来の中小企業政策を全面的に再検討すべきものとして、中小企業の保護育成政策を基調としながら新政策の実施や既存の政策の改善点について、重点的且つ具体的な提案をなしていた。

しかもなお答申は、「今後急速に増大してゆく要就業人口の圧力が中小企業対策を困難ならしめる要因となっているので、政府は、同時に産業振興、国土開発等に関する施策を推進して正常な就業機会の速かな拡大を図るよう要望する。」として、完全雇用対策を政府の経済政策の基本的な課題の一つとして要望していた。

同答申のこのような中小企業政策の体系化への努力の結果は、財政投融资、税制、金融対策、組織の強化、合理化対策、販路拡張、大企業と中小企業の生産分野の調整、小売商振興対策、労働関係の改善、零細事業者対策等諸般にわたっていた。そしてこれ以後は、この答申の中にもられた政策のいくつかが法制化されてきたわけである。もちろんこれらの中小企業政策の法制化は、中小企業運動や労働運動や消費者運動の反映したものであることはいうまでもない。このように中小企業政策の発展という見地から見れば、この答申が提出された時期が一つのエポックを画することになったといえよう。⁽¹⁾

しかしすでに見てきたように、同答申は経済的弱者としての中小企業の保護育成を基調とする二重構造の解消と格差の是正を問題意識としながら、やがて生じてくる労働需給のひっ迫や自由化等の中小企業をめぐる内外経済環境の変化に対応する全般的な構造問題をまだ意識するには至っておらず、逆に中小企業へ増大していく要就業人口の完全雇用対策を重要な問題意識としていた。従ってこの時期においては、構造改善政策的な性格をもった中小企業政策の展開はまだ見られなかった。

しかし、この答申の思想は、その後の内外経済環境の変化に対応して全般的な構造改善政策的視点から修正を加えられて、中小企業業種別振興臨時措置法、中小企業基本法、中小企業近代化促進法等に受け継がれ、また、同答申に

もられた政策体系は、中小企業基本法にもられた政策体系の基礎となったものと見てよいであろう。

ところで同答申の思想を受けて、昭和三二年一月に中小企業団体組織法が独禁法の適用除外立法として制定され、更に、三三年四月に中小企業等協同組合法が改正された。すなわち同答申は、中小企業の組織の強化について次のように述べていた。

「現在、中小企業の組織化に関しては、中小企業等協同組合法および中小企業安定法が制定されており、中小企業等協同組合の行なう共同経済事業を通じて中小企業の経営の合理化を図るとともに、一方工業部門のうち指定業種について、調整組合が行なう調整活動により過度の競争を防止し、中小工業の経営の安妥を図っているが、わが国の中小企業の多くは、その資本力の弱小、業者相互間における過度の競争、大企業からの圧迫等により依然として経営の不振と不安に悩んでいる。

本審議会においては、かかる現状を打開し、中小企業の振興と安定を図るためには中小企業者の団結を強固にすることがまずもって必要であるのと基本的観点から、中小企業の組織に関する制度について総合的な検討を加えた結果、中小企業の組織に関する基本法として中小企業等組織法（仮称）を制定し、中小企業者の経営合理化の促進を目的とする組織である事業協同組合を一層強化し、信用組合及び企業組合の組織運営を改善するため所要の改正を行なうものとするとともに、新たに零細事業者の組織する組合については特別の考慮を加え、更に商工業組合（仮称）制度によって、工業部門のうちの指定業種以外の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業にあっても中小企業者がその属する業界全体の安定を図るための調整事業を行なうことができることとし、自主的調整活動につとめても

なおかつ業界の安定を期し得られない場合には、員外者を規制するための一層強力な措置を講じうる途を開き、また、中小企業者が団結してその経済的地位の改善のために団体交渉を行なう権限を保証することとし、更には経営合理化のための共同経済事業と業界安定のための調整事業を併せ行いうることにする必要があるとの意見に到達した。」

この答申の趣旨が一部修正されて立法化されたわけである。すなわち、中小企業安定法は中小企業団体組織法と改称され、調整組合は商工組合と改称され、同法の対象業種の範囲が工業その他すべての業種に拡大され中小企業全体に関する法律となった。しかも商工組合の事業内容は、調整事業および共同経済事業を併せ行なえることとして組織法の強化が図られ、更に商工組合への加入命令、員外者規制命令制度も法定された。また中小企業等協同組合法の改正により、中小企業の団体交渉権と大企業の団体交渉応諾義務が認められ、更に団体交渉、団体協約の締結を円滑にするため調停とあっせんの制度が法制化された。これは、右の答申に見られた中小企業団体組織法の構想が、中小企業等協同組合法の中に採り入れられたものと考えられる。また改正法により、従業員五人以下（商業・サービス業二人以下）の零細企業の組織化対策として事業協同小組合制度が創設され、従来の組合制度の組織運営の改善等も図られた。

このようにして、両法により中小零細企業の経営の合理化、経済的地位の改善、大企業との取引（競争）関係における実質的に対等な地位の回復を図るための組織制度の拡充により、中小零細企業の組織化、共同化、協業化が一層容易になった。しかしその反面、中小企業団体組織法の構造上には若干の問題点を残すに至り、強制カルテル的・統制経済的な性格をもち且つ官僚統制化の危険性を孕み、更に支配的資本、大企業の加入により、中小企業の組織の自

主性を阻害して支配構造を確立する危険性が一層強くなってきたといえる。⁽⁴⁾ なお、員外者の商工組合への加入命令制度に関しては、憲法違反の問題の生じうる余地があるが、この点に関しては、いずれ後章で詳論することとする。

なお三二年六月には、中小企業の組織化法として環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律および小型船海運組合法(独禁法の適用除外立法)が制定された。両法は特定の業種についてはあるが、同様に自主的な事業活動の調整をねらいとする競争制限的な共同行為を容認したカルテル立法である。環境衛生法⁽⁵⁾は、員外者規制命令制度を法定して、強制カルテル的機能をもつものであり、しかも環境衛生同業組合への加入資格について制限規定がないため同組合の中小企業者が薄くなり、従って中小企業の自主性を大きく阻害する危険性がある。⁽⁶⁾ 更に環境衛生法は環境衛生関係営業のほとんどすべてが直接一般消費者との取引を内容とするものであるから、かかる一般消費者との取引における共同行為が事業者の支配的地位を確保する性格を有するものであることから、同法に基づく共同行為が独禁法の適用除外とされる合理的根拠はきわめて薄いといわなければならない。⁽⁷⁾ なおすでに序章で述べたように、中小企業団体組織法に基づく商工組合や中小企業等協同組合法に基づく協同組合が自ら支配者的な地位を確保するために行なう共同行為が理論的に認められるべきでないことはいうまでもない。

このように中小企業の保護を目的とする組織化法制は従来よりも更に後退、変質したといえよう。更にすでに三一年六月には、中小企業の合理化、近代化を資金面から助成する機能をもつ中小企業振興資金助成法が制定されていた。

中小企業振興資金助成法⁽⁸⁾は、中小企業等協同組合の共同施設および中小企業の経営の合理化のための設備の設置に

必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行なうこと等により、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とするものである。

同法の主な構造は次の通りである。

(1) 国の補助の対象となる都道府県の行なう貸付け事業（従来の協同組合の共同施設に対する国の補助金制度および中小企業の設備近代化のための国の補助金制度は、形式的には、国と都道府県との関係に主眼を置いた補助金であるが、実質は、都道府県を通じて県自体の資金とともに中小企業者に貸付けられる無利子の貸付金である）について、対象業種および対象設備を明確にすること。

(2) 従来の貸付制度は、共同施設については必要金額の二分の一以内、中小企業の経営合理化のための設備資金については三分の一以内となっていたのを、いずれも二分の一とすること。

(3) 国からの補助金を都道府県において回転資金として反復利用することを可能とし、このような資金運用のため各都道府県において特別会計を設けること。⁽⁹⁾

このような国の補助金制度は、中小企業の設備合理化に資する点では、金融機関とりわけ中小企業金融公庫の行なう中小企業向け設備資金の貸付けと同様の効果をもつものである。

このように同法は、従来の右のような国の補助金制度の法的根拠を確立し、責任分野を明確にするとともに、制度を一層拡充改善することにより、中小企業全般を対象として合理化を推進することを企図するものである。すなわち同法は、支配的資本・大企業に対して実質的に対等取引を確保するための中小企業の組織化、企業集中化の促進を金

融面から側面的に助成する機能をもつとともに、中小企業の合理化、構造改善を企図するものであって、この意味で、同法は中小企業の構造改善政策的な性格をもつ立法といえよう。

更に三三年四月には、信用補完制度の統一的な拡充強化により、中小企業に対する資金供給を円滑化し、金融面から中小企業の経営の安定を図ることを目的として中小企業信用保険公庫法も制定された。

なお昭和三二年度から、租税特別措置法の改正を契機として、中小企業のための機械設備の特別償却制度が実施された。この制度は、従来から設備近代化を図るため実施されてきた三年間五割増償却の対象機械に中小企業に固有なものを追加指定して、中小企業の利用範囲を拡大することを企図するものであって、⁽¹⁰⁾ 税制面から、中小企業の合理化の促進を助成する機能をもつものであったといえよう。

ところで、すでに述べたように、経済自立五カ年計画、新長期経済計画、産業合理化白書等の思想を受けて、産業構造合理化政策、産業構造改善政策を担保する臨時立法の形式をとった多数の独禁法の適用除外立法が特定重要産業部門について制定された。昭和三一年の機械工業振興臨時措置法、繊維工業設備臨時措置法、三二年の生糸製造設備臨時措置法、電子工業振興臨時措置法、三四年の中小型鋼船造船業合理化臨時措置法等がそれである。これらの法制は、特定業種について計画性を導入しており、(但し、繊維工業設備臨時措置法と生糸製造設備臨時措置法を除く)、政府が策定した合理化計画を実施するため、あるいはそれ以外の基準により、主務大臣が共同行為(競争制限的行為)を指示することを特色とするものであって、従ってこれらの法制は一方では、すでに述べたような経済法領域への計画性の導入のメリット(業界のよりどころとなる等)を有するとともに、指示カルテルの容認により自主カルテ

ルの困難さを除去して構造合理化、構造改善の推進に奉仕するメリットを有しながら、他方では、統制経済的な性格をもつものであり、且つ官僚統制となる危険性もあり、更に国家権力と支配的資本との結合により支配体制、寡占体制の確立を指向するものであるといえる。⁽¹²⁾

なお、三一年末から三二年初めてかけて化学工業振興法案、鉄鋼需給安定法案、産業調整法案等各種のカルテルの結成と員外者規制制度をおいた法案が通産省事務局においてあいついで企画されたが、いずれも実現を見るには至らなかった。⁽¹³⁾

ところで、すでに述べたように、昭和三一年六月に、産業合理化審議会機械部会の答申の趣旨に従って、機械工業振興臨時措置法が制定されたわけであるが、同法は、この時期の政府の重要産業育成策に⁽¹⁴⁾対応して、機械工業は輸出・成長産業であり、且つ、大量の潜在的失業者を雇用吸収する業種であり、しかも機械工業部門では、その大部分を占める中小企業の立遅れが目立っていた（企業規模的にいえば、アセンブリーメーカーの下にある中堅から中小企業分野における立遅れが特に著しかった。）ことを背景に、機械工業の合理化を促進することにより、その振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである。⁽¹⁵⁾

同法の主要な構造は次の通りである。

(1) 主務大臣が、機械工業審議会の意見をきいて、特定機械工業について、合理化計画（①昭和三五年度末における特定機械の性能または品質、生産費、その他の合理化の目標。②新設備の種類、資金額その他合理化のため必要な設備の設置に関する事項。③くず化、転用その他の方法により処理すべき設備の種類、処理方法その他合理化のため

必要な設備の処理に関する事項。④前各号に定めるものの外合理化に関する重要事項等を内容とする基本計画と実施計画）を作成し告示する。

(2) 実施計画実現のために、特定機械工業の設備資金の確保を図る（長期低利の特別融資）。

(3) 公正取引委員会に協議して通産大臣は、合理化基本計画の目標を達成するために特に必要があると認めるときは、一定の要件（①基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと、②一般消費者および関連業者の利益を不当に害するおそれがないこと、③不当に差別的でないこと）のもとで、品種、品種別の製造数量、技術の制限、部品または原材料の購入方法について共同行為の指示をし、および特に必要があると認めるときは、関連業者に対して、その使用する特定機械の規格の制限にかかる共同行為の指示を（告示により）することができる（共同行為を独禁法の適用除外とする）。

このように同法は、機械産業に関して計画性（マクロ的展望に立った長期Ⅱ基本計画とミクロ的展望に立った短期Ⅱ実施計画）を導入し、しかもその実現手段として、企業集中の一形態としてのカルテルの容認と金融面での優遇措置と誘導行政の展開により、産業構造の合理化、産業構造の改善を企図しているところに特色があり、⁽¹⁶⁾機械工業の振興と輸出の増大および大量の失業労働者の雇用吸収に大きな役割を果すものであった。しかも同法は、特定業種に限定されていたとはいえ、この産業部門はその大半が中小企業によって構成されていることから、中小企業の構造合理化、構造改善政策的な性格をもつ立法といえよう。

しかし同法には、構造合理化（構造改善）計画の実現手段としての、企業集中の最も強固な形態としての企業合併

等の企業合同に関する規定やそれを側面的に助成する機能をもつ税制面での優遇措置に関する規定はいまだ存在しておらず、後の法律改正を待たねばならなかった。しかも同法はいくつかの問題点を含んでいる。すなわち計画性そのものに内在する限界（計画の不確定性）や国の提供する計画実現手段としての金融面、指導面での限界に加えて、業界側の合理化意識、近代化意識、協調意識等の低調さをも考慮すれば、自由主義経済を基盤とする今日のわが国経済において、このような計画性の導入がどのように定着しうるかは今後に残された課題であるといえ、更に主務大臣によるカルテルの指示は、国家権力の経済過程への介入の強化を図るものであり、また官僚統制化の危険性を孕み、支配的資本と国家権力の結合による支配体制、寡占体制の確立を指向するものといえる。

なお昭和三十一年六月には、繊維産業総合対策審議会の答申の趣旨に従って、繊維工業設備臨時措置法が制定されたわけであるが、当時、繊維産業の輸出面における過当競争等の根源となっていた過剰設備問題を解決して、産業構造の根本を改善することが必要とされ、とくに、繊維産業が中小企業によって構成される割合がきわめて大きく、とりわけ織布等の加工部門生産者のほとんどが小規模業者であり、しかも中小企業の中でも生産上、雇用上重要な一部門をなしており、しかもこれらの中小企業は継続的な不況下にあった。そこで同法は、繊維産業総合対策の一環として、繊維製品の生産および輸出の正常な発展に寄与するため、繊維工業設備に関する規制を行ない、繊維工業の合理化を企図することを目的として制定されたものであった。⁽¹⁸⁾

従って同法も、繊維産業という特定産業部門に限定されていたとはいえ、中小企業の構造合理化、構造改善政策的な性格をもつ立法であったといえよう。更に同法に対しては、機械工業振興臨時措置法に対する評価とほぼ同様の評

価を下すことができるが、ただししかし、繊維工業設備臨時措置法においては、計画性が導入されていなかったことと金融面での優遇措置が講じられていなかった点で、両法の間に相違点があった。

以上において考察してきたように、この時期においては、ともかくも中小企業振興資金助成法と機械工業振興臨時措置法と繊維工業設備臨時措置法との制定は中小企業の構造改善政策立法の萌芽と見ることができ、とりわけ、⁽¹⁹⁾計画性の導入による誘導行政の展開とカルテルによる企業の集中化の促進に特色をもち、成長産業である機械工業に適用範囲を限定した機械工業振興臨時措置法がその中心であったといえよう。しかもこれらの法制は、この時期に登場してきた他の経済法制、とりわけ、中小企業法制とともに、法構造上にいくつかの問題点が残されたため、客観的には、経済的弱者としての中小企業にとって十分な保護法制として機能するというよりは、逆に独禁政策を後退、変質させる性格のものとなり、独占体、支配的資本による支配体制、寡占体制の確立、強化のために機能する危険性のあるものであったと評価してよからう。

更にその後、昭和三二―三三年頃の不況事態と倒産の続出を背景として、三二年一〇月に独占禁止法審議会が設置されて、従来の独禁政策の全面的な検討が加えられることとなった。そして三三年二月の同審議会の答申では、「公共の利益」の意味内容が拡大され、自由競争秩序の維持が「公共の利益」に合致するとの考え方は狭きに失し、「公共の利益」という概念は、本来生産者消費者を含めた広い国民経済全般の利益というより高い見地から判断されるべきであるとして、独禁法改正の必要性が説かれており、この答申の趣旨に従って、同年一〇月に独禁法改正案が国会に提出された。この改正案は、合併規制やカルテル（不況カルテルと合理化カルテル）規制を大幅に緩和し、カルテ

ルの原則禁止主義から弊害規制主義への転換を意味するものであった。なお、この改正案とならんで、輸出振興のための国内カルテルの容認や生産業者等に対する員外者規制命令制度を新設する輸出入取引法改正案も提出された。

しかし、これらの改正案は、官僚統制的、統制経済的な色彩を濃厚にし、独禁政策を従来よりも更に後退、変質させる性格のものであって、企業合併、カルテル等の企業集中を通して独占資本、支配的資本による支配体制、寡占体制の確立強化を指向するものであったため、経済的弱者として的一般消費者、中小企業、農林水産漁業等の各団体の熾烈な反対に合って、流産に終わった。このようにして、この頃からカルテルに対する世論の批判も強まり、また新たなカルテル許容立法は著しく減少するに至った。⁽²⁰⁾

しかし、右の答申と独禁法改正案は、これ以降において見られる、体制側が真に意図する産業構造改善、産業再編成、新産業体制構想（内外経済環境の変化、とりわけ解放経済体制に対応して、企業の国際競争力の強化を名目とする規模の利益の追求と企業集中化（大型合併の容認とカルテル規制の緩和）を通して、独占資本、支配的資本による支配体制、寡占体制の確立、強化を指向するものである）の思想的発端となった。

註

(1) 「日本中小企業政策小史」月刊中小企業一九六五年二月号二二頁。

(2) 中小企業団体組織法は、一時的不況対策としての組織化法か構造的な不況対策としての組織化法かという問題が提起されているが、堀合道三「中小企業団体組織法に関する一考察」学会誌経済法第一号三二頁以下は、中小企業の過当競争は中小企業の本質、その構造的関係から発生するとの立場から、構造的な不況対策としての組織化法であるとするが、「団体法の諸条項からうける感じは、商工組合を恒常的な組織としては定めていないのであり、従って、これによる組織化

は、一時的不況対策としての色彩が強い。」(金沢良雄「中小企業団体組織法実施の実態と問題点」法律時報第三二卷第二号三七頁、同「中小企業団体組織法の問題点」学会誌経済法第一号二六頁)と考える方が妥当と思われる。

(3) 中小企業団体組織法の「団体交渉」をめぐる論争については、木元錦哉「中小企業の団体交渉と団体協約に関する若干の考察」法律論叢、明大法研九九頁以下参照。

(4) 金沢良雄「中小企業団体組織法実施の実態と問題点」法律時報第三二卷第二号四〇頁、同「中小企業団体組織法の問題点」学会誌経済法第一号二八頁以下は、中小企業団体組織法は強制カルテル的、官僚統制的であり、全体主義的傾向にむすびつく危険性があるとしている。

また、加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」講座中小企業二、二八四頁は、商工組合の実質上の効果について、「大企業の犠牲負担を中小企業者相互のあいだで内部調整するという意味が強い。」とし、更に、「ことに一〇人以下の零細企業とそれ以上とのあいだには大きな断層がある。したがって、団体組織法で規定されているように、これらを一律に組合の構成員として『強制加入』させれば、組合はつくられても、内部調整において下層の組合員に大きな『しわ』がよせられ、また組合の外にある下請・部品業者に更に『しわよせ』される。たとえば、内部調整(生産制限、設備制限)を実施するには生産数量とか設備台数が明らかでなければならぬが、このばあい従来の実績がものをいうから、小企業や零細企業が圧迫されることはいうまでもない。」と述べている。

なお加藤誠一、同二九三頁は、中小企業者の「自主的」団結は、いわば協同組合制度の生命であったが、「独占禁止法の数次の改正によって独占禁止法は骨抜きにされ、協同組合法もまた数次の改正で『自主性』が制限され、行政庁の監督が強化されるようになったために、その本来の姿を変質するようになった。」と評価しており、更に「『自主性』を無視して、組合制度が政治権力による上からの行政指導によって、官僚統制が強められれば、『組織の統制力』はいったまにか中小企業の利益とはまったく正反対の大きな政治目的に動員するために利用される結果となる。」としている。

おな、伊藤俗吉著、中小企業論(日本評論新社)一五〇頁は、「中小企業者が主体的に十分自覚し成長していない現在の水準で、中小企業の組織に強権が賦与されると、組織が一部ボスに牛耳られ、弱小零細業者が強権をもって整理され

る結果にもなりかねない。」としている。

更に、山中篤太郎編、中小企業の合理化・組織化（有斐閣）四三、四頁は、「あくまで中小企業そのものの力による組織化が組織化の本質であって、どのような場合でも、法的強制は、そのことのみでは、上位資本からの支配と同様に中小企業への合理的な組織性導入の姿たり得ない。……要するに、借りものの組織性では地に着かないのであって、内部から生まれ出てきて、内部から支えられた組織性にして初めて組織性として真実の意味で役立つのである。さもないれば、形はできても、ボスや官僚の支配が生まれたり、永つづきしなかつたり、或いは続いても全く形だけで実がないという結果になるのである。」としている。

更に、巽信清「中小企業基本法案の役割とねらい」経済評論、一九六三年四月号一六七頁は、中小企業の組織化は、「独占の系列化が進むにつれて中小企業者相互が団結して共同経済事業を推進するという方向よりも、独占資本の収奪を組合員相互のいわゆる『自主的』調整（統制）によって、下へ下へと転嫁してゆくような官僚統制の方向を強めてきた。」と評価している。（福島久一・中山金治「中小企業の『近代化』政策」市川弘勝編著現代日本の中小企業五〇頁もほぼ同様の評価をしている。）

(5) 環衛法は、形式的には衛生立法的な性格をもちながら、実質的には価格協定・料金協定を目的とする経済立法的な性格をもっていたため、同法は衛生立法か経済立法かについて議論が対立したが、昭和三七年の改正で、営業の内容自体が目的となつている旨が明確にされ、経済立法としての性格が明らかになった。

(6) 正田彬「中小企業の共同行為と独占禁止法」、学会誌経済法六号一〇頁は、環衛法に基づく価格協定・料金協定等の共同行為の主体は、独占禁止法的な意味における中小企業の範囲をはるかに越えている点の問題であるとしている。

(7) 正田彬「中小企業の共同行為と独占禁止法」学会誌経済法六号一二頁、正田彬編、カルテルと法律（東洋経済）二〇〇頁。

(8) この法案の提案理由は、川野政府委員によれば、次のようなものであった（第二四回国会衆議員、商工委議録第一八号）。「協同組合制度がわが国の中小企業対策として最も基本的な制度の一つであることは、あらためて申すまでもない

ことでありますが、なかんずく生産・加工・検査・試験・輸送・保管等のために共同の設備を設け、組合員の経営の合理化を図ることは、中小企業の育成、振興上最も有効な方法でありますので、政府は、昭和二十二年年度以来、都道府県と協力し、これらの共同施設に対して補助金を交付し、または無利子の資金が貸与する方策を講じまして現在相当の成果を上げて参つたのであります。

また、わが国の経済的自立を達成するために、工業の一般水準を向上させ、国際的競争に対処する方策を講ずることは目下の産業政策の基本方針であります。これらの最も基礎となるべき中小企業者は、遺憾ながら戦後はことに資力・信用が薄弱となつておりますために、自力で旧式設備を更新することがきわめて困難な状況であります。よつて政府におきましては金融上の援助その他諸般の施策によつて、これらの隘路の打解に努めますとともに、昭和二十九年年度以来都道府県の実施いたします中小企業の設備近代化のための融資制度に対し重点的にその経費の半額を無利子で貸与し、これを強力に援助する措置を行なつてきた次第であります。

- ……現行制度はいずれも都道府県に対し国庫が資金を貸与する制度でありまして、対象となる件数もようやく多きを加へて管理・回収も長年月にわたる關係上、今回この制度の根柢を法定し、責任分野を明らかにするとともに、制度を一層拡充整備して資金の反復利用を可能ならしめ、かつ国の産業政策上の方針と産業の地域的特殊性との調整をはかることによつて、本制度の効果を最高度に發揮せしめる方策を講ずることとした次第であります。」
- (9) 昭和三十〇年度までの間に、政府が支出した補助金および貸付け分の回収分もその都道府県の特別会計に繰入れさせることとした。

- (10) 「日本中小企業政策小史」月刊中小企業一九六五年一月二二頁。なお同二二頁によれば、従来から設備近代化を図るため、重要機械等の三年間五割増償却や合理化機械等の初年度二分の一償却等の特別償却の制度が実施されていたが、当時中小企業にとっては、そのような対象機械設備を実際に購入することは困難なものが多かったようである。

- (11) 金沢良雄「戦後経済法の二〇年」、ジュリスト三六一号二七三頁は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十〇年）以降の産業構造合理化法制に見られる一般的な特色（法制によつては、以下のすべてには該当しないものもある）として、(1)

政府のたてる一定の計画に向つて業界を誘導していくこと、(2)事業活動に対してなんらかの規則(設備の規制等)が行なわれること、(3)カルテルを容認すること、(4)企業規模の適正化(規模の利益)が促進されること(例えば、合併の促進)等をあげている。

- (12) 正田彬編、カルテルと法律(東洋経済)一〇頁は、一定の産業についての通産大臣の設定する基本計画を前提とし、あるいはそれ以外の基準による通産大臣のカルテル指示によつて、共同行為としての生産制限、設備制限等が行われることにより、自主カルテル結成の際の困難さの除去が図られ、同時に支配的資本と国家権力の結合による支配構造の確立が図られている、としている。

- (13) 吉田仁風編、日本のカルテル(東洋経済)三〇頁。

- (14) 経済自立五カ年計画においては機械工業の発展に重点が置かれていたが、新長期経済計画においても、昭和三七年度の産業構造としてはまず計画の目標である経済規模の拡大が輸出の伸長に依存することに着眼して、輸出の大宗である繊維製品、労働集約的輸出品である雑貨、工芸品などの重要輸出産業の生産増加を考慮する反面、将来における輸出品としての適応性からみて、機械、金属、化学工業を中心とする重化学工業部門の生産増加に重点が置かれ、なかでも雇用吸収力が高くエネルギー消費性の低い機械工業の伸長に期待が寄せられていた。

- (15) この法案の提案理由は、政府委員(川野芳満君)によれば、次のようなものであった(第二四回国会衆議院、商工委議録第一四号)。

「わが国の機械工業は、戦後昭和二四年ごろから一応回復過程をたどり、最近の生産水準は、戦前の基準時に対して約二・六倍に達し、化学工業に次いで激増しておりますが、戦時中の最高時に比べれば約半分にとどまり、全業種のうちでも最低水準にあるのであります。本来機械工業は輸出産業として、また基幹産業としてわが国においてその将来性が最も期待される重要な産業であります。特に東南アジアその他の後進国が工業化しつつある最近の趨勢にかんがみましますと、わが国機械の輸出については、今後絶大な期待が寄せられるのでありまして、さきに決定をみた経済自立五カ年計画におきましても、かような観点から機械工業の発展には特に重点を置いているわけでありまして、

機械工業に対するこの大きな要請にこたえるためには、一方において市場対策等直接に輸出振興方策を強力に推進することが必要であります。また基本的には機械工業そのものの合理化を推進し、その技術水準の向上と経営基礎の確立とをはかることがきわめて肝要でありまして、これにより、良質低廉な機械類が溢れ出るような形で輸出されることが最も望ましいわけであります。

このような見地からわが国の機械工業を見ますに、解決を要すべき幾多の困難な問題に当面しております。すなわち、わが国の機械工業は、戦時中軍需産業として急激に膨張したのでありますが、その後の設備の改善は閑却され、ためにその老朽化、陳腐化の程度ははなはだしく、技術水準も先進諸国に比してかなり立ちおくれが見られます。のみならず多数の企業が乱立して、それがそれぞれ多種類のものを少量ずつ生産している現状であります。

……機械工業の設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等を促進し、これにより総合的に機械工業の振興をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります……。

……わが国機械工業の中で特に劣弱で合理化を必要とする基礎的な部門を中心に指定したい考えであります。これらの部門に属するものは大部分が中小規模の企業者によって経営されておりまして、本案はまた中小機械工業の建設的かつ積極的な育成策として重要な意義を有するものと考えます。」

(16) 経済法領域への計画性の導入は、業界のよりどころとなるメリットがあるが、個々の企業の行動のよりどころとなるには困難な場合が生ずるので、構造的合理化計画の実現手段として、行政指導やカルテルの方法が採用されることとなるが、行政指導については、自由主義経済を基調とする限り、そこでの計画の実現を行政指導に期待するには自ら限界があり、またカルテルの利用については、独禁法の適用際外カルテルだけでなく、地下カルテルも考えられ、後者の場合は、行政の勧告等の行政指導の形式をとる場合が多いであろう（金沢良雄戦「後経済法の二〇年」ジュリスト三六一号二七三頁参照。）。

(17) 金沢良雄「倒産と経済法」、ジュリスト三一六号一二―三頁、金沢良雄「中小企業法制の基本的性格と問題点」経営法学ジャーナル季刊一号九二頁参照。

(18) この法案の提案理由は、石橋國務大臣によれば、次のようなものであつた(第二四回国会衆議院、商工委議録第一一
号)。

「纖維産業は、わが国の生活上欠くべからざる衣料の供給をみたくと同時に、輸出産業としてもまた第一位を占める重要産業であります。しかるに、近年わが纖維製品の輸出数量が急増し、その価格がまた過当競争により乱調を呈する傾向があるのに対しまして、國際的批判がきわめて強く、ために先般ガット加入の際における欧州諸国の三五条援用問題、米国における日本綿製品の輸入阻止運動など、まことに遺憾な現象を見るに至りました。……これをこのまま放置いたしますことは、今後の輸出貿易及び纖維産業の発達のために著しい悪影響を及ぼす懸念があります……。政府は、かような見地から、従来より輸出行政面において貿易体制を整備し、輸出品の価格、品質の規定を行うとともに、生産行政面においても中小企業安定法の発効あるいは行政勧告によって生産調整を行う等の方法を用い、もつて輸出貿易及び産業の健全な発展につとめて参りました。しかし、今や纖維産業に関しては、輸出面における過当競争等の根源となつている過剰設備問題を解決し、産業構造の根本を改善することが焦眉の急であることを痛感されるに至りました。ことに注意すべきことは、わが纖維産業が中小企業によつて構成される割合がきわめて大きく、特に織布等の加工部門においてはその生産者のほとんどが小規模業者でありまして、それが全国に散在して、わが国中小企業の中でも生産上、雇用上重要な一部門をなしております。しかもこれらの中小企業は、数年来の継続的な不況に悩んでおりまして、自立不能の状態に立ち至つてゐるが者少くありません。従つて中小企業の根本対策としても、また纖維産業における過剰設備問題の解決が必要となつて参りました」。

(19) 中小企業振興資金助成法と機械工業振興臨時措置法と纖維工業設備臨時措置法との成立について、巽信清「中小企業本法案の役割とねらい」、経済評論一九六三年四月号一六七頁は「合理化カルテルへの道を掃き清め、今日の中小企業近代化施策(近代化資金貸付補助制度、工場等集団化資金貸付補助制度)の基礎でもあつた。」と評価しており、また福島久一・中山金治「中小企業の『近代化』政策」、市川弘勝編著現代日本の中小企業、五二頁は「助成対象を明確に見定め、合理化カルテルの指導を強化するという今日の近代化政策の道をつくつた。」と評価している。なお、昭和三八

年度中小企業白書三八頁は、機械工業振興臨時措置法について、「将来の振興計画を定めて、その達成のために必要な資金の確保、共同行為の実施などにより、計画的に合理化を促進することとなったことは、その業種に属する分野に限られたとはいえず、いずれも中小企業に関係する構造政策的施策のほう芽とみられるものであった。」と評価している。

(20) 吉田仁風編、日本のカルテル(東洋経済)三一頁。なお、この頃の中小企業者等の運動の高まりは、すでに昭和三十一年頃に見られる。すなわち、同年五月の、百貨店業の事業活動を調整して中小商業の保護を図ることを目的とする百貨店法の制定や、同年六月の下請代金の支払遅延等を防止して、親事業者の下請事業者に対する公正な取引を確保し、下請事業者の利益の保護を図ることを目的とする下請代金支払遅延等防止法の制定は、中小企業者運動の反映したものである。更に三四年四月の、百貨店、小売市場、購買会等をめぐる調整措置の強化により小売商の保護を図ることを目的とする小売商業調整特別措置法の制定も中小企業者運動の反映したものである。

三、企業集中の実態分析

この時期においては、中小企業の構造改善政策的な性格をもった法制の萌芽が見られたわけであるが、ここでは、中小企業の企業集中の実態を分析して、中小企業法制の客観的な機能の評価を行うこととする。

(1) 合併 合併総数では、昭和三十一年三八一、三十二年三九八、三十三年三八一、三十四年四一三で、三十四年にはやや増加し、この時期を通じて相対的に前年後半よりもかなり増加しており、また中小企業の合併総数は、三十一年三二四、三十二年三三七、三十三年三三三、三十四年三五〇で、やはり中小企業が圧倒的に多い。この時期になると、大企業の合併数が前期よりもやや増加し、また、中小企業内部においては、資本金五〇〇万円以上の企業と五、〇〇〇万円未

戦後の日本における産業構造改善政策と中小企業法制の変遷 (四)

満の企業との間では合併数が前期よりも次第に増加しており、更に、中小企業内部において、資本金一〇〇万円以上の企業と資本金一〇〇万円未満の企業との間で合併数に格差が見られ、前期よりも中小企業内部における階層分化が明確になってきたことが特徴的である。⁽¹⁾

大企業の合併数の増加が見られるようになった背景としては、独禁法審議会の答申や独禁法改正案の登場や、更に昭和三年の雪印乳業(株)とクロバー乳業(株)との合併や三四年の中央繊維(株)と帝国製麻(株)との合併の容認に見られるように、独禁法の解釈面、法制面および運用面における緩和の動き、とりわけ、公正取引委員会により合併後独占の弊害が生ずるおそれのある大型合併が容認され、独禁法の事実上の形骸化が図られはじめたことを指摘することができらるであろう。また合併数の相対的な増加と中小企業内部の階層分化の明確化は、産業構造改善なる産業構造合理化に伴う企業の再編成、独占体、大企業の下請体制、系列化の進行を示すものと見てよからう。

(2) 組織化 まず、中小企業等協同組合に基づく事業協同組合数は、昭和三十一年二三、四三九、三十二年二三、九四四、三十三年二四、六一二、三四年二五、〇一五でやや増加傾向を示し、企業組合数は、三一年一〇、六八〇、三二年一〇、四二〇、三三年一〇、五四八、三四年一〇、五二七でほぼ同数を保ち事業協同組合と企業組合の数が圧倒的に多く、信用協同組合数は、各年四〇〇台で、火災共済協同組合数は各年三〇前後で最も少なく、また、中小企業団体組織法に基づく商工組合数は三二年現在では三二四(連合会数は一四)、更に、環境衛生関係法に基づく環境衛生同業組合数は三四年現在では三二六で、商工組合と環境衛生同業組合の数が共に少なくなっている。⁽²⁾

このように事業協同組合と企業組合数が増大し、中小企業者の組織率が五・六割を占めるようになった理由として

は、事業協同組合が「金借組合」、企業組合が「税金組合」といわれているように、中小企業は事業協同組合の設立によって金融の途を図ろうとし、また零細企業は企業組合という形式で法人化して税の軽減を図ろうとしたこと、その他協同組合に対する国庫補助金制度等が指摘できるであろう。⁽³⁾

しかし、協同組合のうちその過半数は「休眠組合」だといわれ、わずか三分の一がなんらかの共同事業活動を行なっているにすぎなく、ほとんどその機能を十分に發揮しているとはいえなかったようである。⁽⁵⁾

(3) 協同組合による共同事業 中小企業の事業協同組合による共同経済事業について見れば、中小企業庁の「全国事業協同組合実態調査」によれば、昭和三三年三月末現在では調査対象一〇、九五四組合のうち、共同購買が五二・四％で最も多く、次いで金融が三六・％二、共同販売が三〇・四％の順に少なくなっている。しかし、東京都経済局の「昭和三三年度事業協同組合実態調査集計報告書」によれば、その大半の組合は共同施設をもたず、もっていても直接生産面に向けられているものはきわめて少なく、そのほとんどが事務所、集合所等の間接的設備にしか過ぎないようであった。

このように、この時期においては中小企業の組織化が前期よりもやや進展しているにもかかわらず、中小企業の共同施設、共同経済事業が不振となっている理由としては、(1) 支配的資本・大企業の協同組合への介入により組織の自主性と民主性が阻害され、組織の内部分裂と弱体化が進行していること、⁽³⁾ (2) 昭和三十一年の中小企業振興資金助成法の制定により、共同施設補助金が従来よりも減少し、逆に設備近代化補助金が年々増額されていること等が指摘できるであろう。⁽⁶⁾ 事実この法律により、共同施設補助金は毎年一〇〇百万円であったが、三四年度予算では九五百万円に削

減され、逆に設備近代化補助金は毎年増額され、三四年度予算では一、〇〇〇百万円に急増した。⁽⁸⁾

(4) カルテル この時期においては、前期における独禁法のカルテル規制の大幅な緩和に加えて、独禁法の適用除外となるカルテル立法がかなり数多く見られるようになり、また昭和三二年〜三年頃の不況を契機に、カルテル件数は前期に比して相対的にかんりの増加を見せ、昭和三二年度の公取委年次報告が指摘しているように、業種別協定単位で約四〇にもものぼり、「日本の産業中、カルテルのない業種はほとんど数えるに足りない程」となっている。カルテル総数は三一年に二四八、三二年三二二、三三年四〇一、三四年五〇九で年々急増しており、そのうちでも中小企業団体組織法の制定により中小カルテル化が一層容易になったことも起因して、中小カルテル件数は、前期同様、圧倒的に多く、同法に基づく中小カルテル件数は、三一年一九四、三二年二一八、三三年二八〇、三四年三一四と急増している。⁽⁹⁾

(5) 中小企業の構造改善政策立法に基づく企業集中 中小企業振興資金助成法の運用状況については、すでにふれたので、ここでは削ぐが、この時期に成立した他の中小企業の構造改善政策的な性格をもつ法制の効果はまだあがっておらず、僅かに繊維工業設備臨時措置法に基づくカルテルが、三四年に二件成立しているにすぎない。⁽⁹⁾ 機械工業振興臨時措置法に基づき、三一年には基礎機械、歯車、ねじ、銑鉄鑄物などの共同部品素材部門等一八業種が選定され、このうち電子工業振興臨時措置法の制定に伴い蓄電器が移管され、三三年には鍛圧機械ほか三業種が追加され合計二二業種となり、更に、三一〜五年度の融資実績は一二億円で、業種別内訳では工作機械を中心とした基礎機械、歯車を中心とした共通部品の二部門で八一%を占め、この部門の主要メーカーが中堅企業以下の中小企業がほと

んどであったことが特徴的であるが、この法律に基づくカルテルはこの時期にはまだ見られなかった。⁽¹⁰⁾

以上のような合併、組織化、共同化、カルテル化等の企業集中の実態分析から理解されるように、この時期においては、中小企業の構造改善政策立法の効果はまだあまりあがらなかったが、中小企業政策とそれを担保するための法制は、企業集中をとおして、中小企業一般の十分な保護のために機能するには至らず、産業構造改善なる産業構造合理化に伴う企業再編成、下請化、系列化の進行過程で、中小企業の組織の弱体化と中小企業内部の階層分化の進行により独占資本・大企業による支配、収奪機構（寡占体制）の確立のために機能がうかがわれた。

註

(1) 別表Ⅰ参照。

(2) 別表Ⅱ、Ⅲ参照。

(3) 加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」講座中小企業二、二七六～七頁参照。

(4) 加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」講座中小企業二、二七八頁。

(5) 加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」講座中小企業二、二七八頁は、この点について「……最近では、独占体が

系列機構を整備強化して主要資材を系列企業に優先的に支給するようになり、また資材の変化によって（木製品がプラスチックに、ゴムが人造またはビニールに、絹・人絹がウールに変わるなど）組合の共同購売の内容が変わり、組合は独占体のエージェンツ化し、また一部外貨割当によって余命をつなぐ有様である。産地組合は系列化によって崩され、組合が親企業の販売会社化したようなところもある。」と指摘しており、更に、同二七九頁は「……協同組合の共同事業は、最近では独占的大企業の系列化によって崩され、中小企業者の階層分化が組合員の階層分化となって組合の団結

を弱めている。」と述べている。

(6) 加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」講座中小企業二、二七九頁は、共同施設に対する国庫補助金制度について、「それが三年の中小企業振興助成法にひきつがれてからは、行政庁は個々の優秀企業に重点をうつし、かんじんの組合共同施設にたいしては口先だけにおわっている。」と述べている。

(7) 加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」講座中小企業二、二八〇頁は、この金融措置と二九年に中小企業金融公庫法を設け、個々の中小企業者に直接に設備資金を貸し付けるようになったことが、この政府の意図を明確に示すものであると述べている。

(8) 別表Ⅳ参照。

(9) 別表Ⅳ参照。

(10) 川名晃「『機振法』の沿革・評価・展望」中小企業ジャーナル一九六八年八月号二二頁。

(11) 別表Ⅳ参照。

第三章 第二期（昭和三五年から三七年まで）

一、背景の特色

この時期になると、昭和三一年頃からの高度経済成長過程において、資本集中、企業集中運動が高まってきた結果、独占体、支配的資本の企業再編成、系列化がかなり進行し、中小企業内部の階層分化も進行するようになり、更

に、三四年頃からは、従来の低生産性を特色とする中小企業の存立基盤であった豊富、低廉且つ良質の労働力の需給関係に変化が見られるようになった。すなわち、三四年から三七年に至る間の農林水産業を除く全民間産業の就業者数の増加は、大企業が七〇%を占め、中小企業は三〇%にとどまり、中小企業の中でも第二次産業が八七%、第三次産業はわずかに一三%の比率を占めるにすぎなかった。¹⁾このように、若年労働力の不足とそれに伴う賃金の上昇傾向が現われるようになった。また、技術革新の進展に伴う設備投資や合成繊維、石油化学、電子工業、オートメーション等の新産業、新技術の発展、所得水準の向上を背景とする消費革命、需給構造の変化に伴う大量生産方式の普及と大量販売方式の出現、物価の上昇、更には三七年の循環的不況による倒産の増大²⁾等の産業構造の変化と内的経済環境の変化が見られ、更に、EECの発展、OECDへの加盟、貿易為替の自由化、特に政府の三七年における貿易自由化二三〇品目、自由化率八八%の決定等の外的経済環境の変化、および新安保条約の締結等の諸条件の変化が見られた。

このような産業構造の変化や構造的与件の変化、とりわけ、解放経済体制への移行に対応して、新たに国民経済全体的な観点からの構造問題意識が登場し、三五年には、自民党の高度経済成長政策の発表と政府の国民所得倍增計画の発表が行われ、また、総合政策研究会から「産業構造政策への提言」³⁾がなされ、重化学工業、とりわけ、機械工業の発展に重点をおき、生産の高度の分業と集中生産体制の確立、企業の合併統合、コンビナート化、産業間の連繫強化等の必要性が提言されて、従来とは性格を異にする国際競争力の強化を名目とする産業構造高度化、産業再編成、産業構造改善政策の展開が見られることとなり、そのための基本的方策としての企業集中運動が高まってきた。しか

も三六年には、中小企業庁に中小企業基本政策審議室が設置され、産業構造調査会も設置されて、三七年には、産業構造調査会において中小企業基本問題が検討され、更に、中小企業総合基本調査が実施されるに至り、同年八月には外資に関する法律が大幅に緩和された。

註

- (1) 昭和三八年度、中小企業白書三九頁。
- (2) 東京商工興信所調査によれば、企業倒産状況は、昭和三七年一、七七九件と前年に比べかなりの増加を示しており、なかでも資本金五〇〇万円未満の中小企業の倒産が圧倒的に多く、そのうちでも特に資本金一〇〇万円以上五〇〇万円未満の企業倒産が、一、一四一件と最も多くなっている。
- (3) 昭和三五年七月に総合政策研究会から出された「産業構造政策への提言」によれば、「重化学工業においては、従来基礎産業の強化拡大に力が注がれてきたが、今後は、高度加工工業、特に機械工業の発展を重視してゆることが大切である。そのため国際競争に進出することを目的として、つぎの諸方策を講ずべきである。」として、大量生産方式の確立、企業の合併統合、化学工業のコンビナート化、工作機械設備の近代化、重機械工業と鉄鋼業の連繫強化等の必要性を提言しており、大量生産方式の確立については「欧米の巨大企業に対抗してゆくには、わが国の多種小量生産を是正して、生産単位の巨大化を図るべきである。このため製品および部品の単純化と規格化、生産の専門化、高能率工場への集中化を強力に推進すべきである。……高度の分業、集中生産体制をつくるべきである。」とし、更に、企業の合併統合については、「小規模の企業が群生する現状では、大量生産方式の確立にも限界がある。工作機械工業、自動車工業、鉄鋼業をはじめとして、適正規模を前提とする企業の合併統合を税制面その他の面から強力に推進する」必要があるとしていた。

二、産業構造高度化政策と中小企業法制

昭和三五一年一二月に政府が策定した所得倍増計画では、

「将来の技術革新のテンポや人口および労働力のすう勢や自由化体制への移行等を考えると国民経済全体の生産性を引き上げることが強く要請される。この要請にこたえるには、個々の企業あるいは個々の産業の生産性をあげると同時に、産業構造の比重を生産性の低い部門から高い部門に移すことが必要になってくる。すなわち、生産、需要の両面から産業構造を高度化させる強い要請があり、その方向への誘導がこの計画にとっての大きな課題となっている。」

として、自由化と高度経済成長とを同時に達成するためには、産業の国際競争力の強化が必要であり、そのためには企業の体質改善と産業構造の高度化、産業再編成を前進的に誘導していくことが要請されていた。つまり、この計画では、産業構造の変化や構造的与件の変化に対応して、新たな観点から産業構造改善政策なる産業構造高度化政策の推進が課題とされるに至った。

そして、中小企業政策については、この計画では次のように述べられていた。すなわち、

「中小企業の生産性を高め、二重構造の緩和と、企業間格差の是正を図るため、各般の施策を強力に推進するとともに、特に中小企業近代化資金の適正な供給を確保するものとする。」

このように、所得倍増計画では、中小企業の生産性の向上により二重構造の解消と企業間格差の是正とを図ることが中小企業政策の中心課題とされており、そのため、中小企業の構造改善政策なる構造高度化政策の推進が必要とされている。

こうして、この時期以降、経済法制ないしは中小企業法制は、所得倍増計画路線に従って構造改善政策的視点から新たに制定ないしは改正される傾向が強くなってきた。

ところで、すでに昭和三十一年の中小企業振興審議会の答申では、中小企業合理化対策について、次のように主張されていた。

「中小企業の合理化促進のためには、組合組織による共同の経営の合理化にまつ外、従来行われてきた中小企業診断制度、経営、技術の合理化指導、設備近代化助成等一連の中小企業合理化対策を一層強化するとともに、新たに次の諸施策の実現を図り、かつ、これらの施策を法制化することにより、中小企業振興の基本的方策として確立することが必要である。また、これらの施策の実施にあたっては、中央地方を通じ、指導組織の充実整備を図り、中小企業庁、通商産業局、都道府県がそれぞれ企画機関、推進機関、実施機関として、その機能を有機的に發揮しうるよう措置することが肝要である。」

として、

「(1) 法制の整備

中小企業合理化対策を中心として中小企業振興の基本的方策を確立し、且つ、強力に推進するため農業関係諸立法

の例に倣い『中小企業振興助成法』（仮称）を制定するものとする。

(2) 中小企業診断制度

中小企業診断制度の強化拡充のためには、(イ)実施機関たる地方公共団体に診断専門機関の設置を促進し、(ロ)国および地方公共団体の実施している無料診断制度と民間において行われている有料の中小企業指導との有機的連繫をはかり、(ハ)中小企業登録診断員の制度を法制化し、診断員の質的向上を図るものとする。

(3) 技術指導の強化

中小企業の技術水準向上のため、政府はそれぞれの職業分野に適応した技能者養成を組合の共同養成施設を通じ強力を助成促進するとともに、更に産業と直結した教育を積極的に推進するものとする。

(4) 設備近代化助成

(イ)設備近代化の促進ならびに共同施設の充実

中小企業の設備近代化補助制度については、中小企業の合理化、輸出振興を強力に推進するため、補助金の大幅増額、補助率の引上げを行うものとし、また協同組合の共同施設に対する補助については、中小企業者の組織化と合理化を推進せしめるために、その補助対象を検査、厚生共同施設、商業共同施設、教育施設等にも拡大するものとする。

(ロ)機械設備の耐用年数の短縮と特別償却制度の拡充

中小企業の非効率機械については、その残余耐用年数を大幅に短縮し、機械設備の近代化を促進するとともに、中

小企業が新たに設置した合理化設備については、これを特別償却制度の対象設備とし、合理化を促進するものとする。」

この答申に見られた中小企業合理化構想は、この時期に至って、所得倍増計画路線に従って構造改善政策的視点から修正を加えられることとなり、回答申における中小企業振興の基本的方策を確立しその強力な推進を企図しようとするものであった中小企業振興助成法構想は、中小企業業種別振興臨時措置法として制定され、また、中小企業振興資金助成法も改正されるに至った。

昭和三五年四月に成立した中小企業業種別振興臨時措置法は、中小企業の業種別の実態を調査して、その実態に即した改善事項を策定し、且つ、その実施を円滑ならしめることにより、中小企業の業種別の振興を図り、二重構造の解消と格差の是正により、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであった。

また、同法の主要な構造は次の通りであった。

(1) 主務大臣は、指定業種（政令で定める業種）に属する中小企業について、中小企業振興審議会への諮問により、改善事項（経営の合理化、設備の合理化、技術及び技能の向上並びに品質の改善、共同施設の設置その他共同経済事業の促進、競争の正常化、取引関係の改善、販路の開拓等に関する事項）を定め、その要旨を公表し、必要な指導を行う。

(2) 主務大臣は、改善事項の円滑な遂行を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該指定業種に属する事業を行う中小企業者または、その団体に対し、必要な勧告を行うことができ、また、関連事業者またはその団体に

対し、必要な勧告を行うことができる（中小企業振興審議会への諮問が必要）。

このように同法は、三二年末に実施された中小企業総合基本調査の結果をもとにして、更に、業種別にそれぞれの実態を把握し、業種全体としての改善事項を作成し、中小企業の近代化、構造高度化への誘導行政を展開しようするもので、中小企業一般を適用対象とする最初の中小企業法制であったところに特色があり、しかもこの点で、有効期間五カ年間の臨時立法であったとはいえ、中小企業の構造改善政策の展開の基礎固めの意義をもつものであったと評価してよく、更に、従来の消極的な二重構造解消論から一歩進んで、積極的な二重構造解消論へと進展してきたものといえるであろう。また改善事項として、中小企業の企業集中の一形態としての事業協同組合や、商工組合等による共同施設の設置や、共同経済事業の促進に関する事項を定めていることも特色であるといえるが、しかし、合併等の企業合同に関する事項については定めがなかった。

しかし、同法には若干の問題点があった。すなわち、(1)改善事項（計画）そのものに内在する限界や誘導行政の限界があり、(2)改善事項（計画）が総括的であり、(3)勧告制度は勧告カルテル的機能をもつものであることおよび業種の指定が政令に委ねられていること等は、国家権力の経済過程への介入を強化し、官僚統制となる危険性があり、(4)改善事項（計画）の実施を裏付けるための法的根拠に基づく金融、税制面での優遇措置が講じられていなかったこと等が指摘された。⁽³⁾

このように、法的根拠に基づく特別の金融、税制措置が講じられていなかったために、同法の実効性はあまり期待できないという難点があったため、⁽⁴⁾また、中小企業団体による、このための特別貸付、特別資金の助成のためのたび

重なる国会請願が反映して、同法の再検討が行なわれるようになり、後に中小企業近代化促進法へと発展的に解消していった。

また、同年同月には、中小企業の構造改善政策立法としての性格をもつ中小企業振興資金助成法の改正により、中小企業振興資金等助成法が成立した。⁽⁵⁾

改正の第一点は、事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合またはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会）が作成する集団化計画が政令で定める基準に該当し、かつ中小企業の振興に著しく寄与するものであると認められるときは、当該事業協同組合等およびその構成員である中小企業者に対し、従来の設備近代化資金と共同施設設置資金のほか、新たに、集団化のための土地の取得、造成、建物の建設に必要な資金の貸付を行うこと。

改正の第二点は、主務大臣が承認したときは、工場集団化のために必要な工場用地の買い替えの場合の所得税と法人税の課税に特例措置を講ずること。

であった。

この改正は、民間側の自主性を尊重して、事業協同組合等を作成主体とする計画性（集団化計画）を導入し、国家の指導体制を整備した点および新たに、金融、税制面での特別優遇措置により、主として、企業集中形態としての工場集団化、工場の適正規模化、施設配置の合理化、設備の近代化、共同施設の利用の高度化等を、側面的に助成することにより、民間側の主導による中小企業の振興、構造改善政策を推進しようとする点で、画期的な法制といえ、しかも、従来よりも中小企業の積極的な保護を企図するものといえる。しかし、事業協同組合等については、す

でに検討してきたように、組合制度そのものに内在する問題点があり、支配的資本、大企業の介入ないしは影響力を受けて組合の自主性が阻害され、支配的資本、大企業による組合支配が可能となる危険性があり、また「承認」権を背景に国家権力の介入の強化が図られ、官僚統制化の危険性を孕むものであった。

なお、三六年四月には、中小企業性の濃厚な機械工業に関する、中小企業の構造改善政策立法としての性格をもつ機械工業振興臨時措置法の改正が行われた。⁽⁶⁾

その主要な改正点は次の通りである。

(1) 本法の対象となる特定機械工業の範囲が拡大され(機械器具またはその部品の製造業に加えて、熱処理業等の加工業をも追加)、従来の合理化計画(基本計画と合理化計画)が機械工業振興計画(基本計画と実施計画)に改められた。

(2) 共同行為(合理化カルテル)の範囲が拡大されて、「生産または加工の施設の利用」が追加され、更に、機械工業合理化の前提として規格の統一を促進するため、主務大臣は、特定機械の規格の制限にかかる共同行為を「指示」(告示)した場合に、更に、一定の要件のもとで機械工業審議会の意見を聞いて、当該指示にかかる特定機械工業を営む者に対し、当該指示の内容に従い、規格の制限に関する「命令」(省令)。命令違反に対しては罰則の規定がある)を発することができる。

(3) 主務大臣の「承認」により、合併あるいは事業の共同化を行う場合に、税制面での優遇措置が講じられた。

この改正により、同法の対象範囲が拡大され、また共同行為(合理化カルテル)の範囲も拡大されて、特定機械工

業の共同行為による合理化が従来よりかなり容易となり、また、合併あるいは事業の共同化に伴う法人税の軽減、合理的な集中生産体制の確立に必要な工場移転の際の土地の譲渡益の非課税等、機械工業の合理化および近代化を促進するため、新たに税制面で特段の優遇措置を講ずることとなったことは特色であるといえる。このようにして、合併、合理化カルテル、共同化、協業化等の企業集中化が、機械工業の構造高度化、構造改善のための基本的方策として、改正法で容認されることとなった。

しかし、この改正法には、新たな問題点が含まれている。すなわち、改正法は、強制カルテル的、統制経済的な色彩が濃厚となり、独禁法制とは対立するものとなり、独禁法制の大幅な後退、変質を示すものであって、法制上の大きな政策転換といえ、更に「承認」権を背景に、合併あるいは事業の共同化の推進に際して、税制上の優遇措置と引きかえに、国家権力の介入が強化され、官僚統制の危険性が強化された。しかも同法は、その運用の如何によって、機械工業に属する中小企業の保護を基調とする構造高度化、構造改善をもたらすというよりは、むしろ、中小企業を独占資本の下請化、系列化を促進して独占資本の支配、収奪の対象と化すために機能する危険性を孕んでいる。更に、この時期には、中小企業の組織化法も新たに制定ないしは改正された。

すなわち、昭和三七年五月に中小企業団体組織法の改正が行なわれた。⁽⁷⁾ その主要な改正点は次の通りである。

- (1) 商工組合の設立要件としての不況事態の存在の削除。
- (2) 合理化事業の追加。
- (3) 調整事業の対象の拡大（政令で定める）と規制緩和（輸外向貨物にかかる価格制限は、他の制限を実施した後

でなくとも行いうる)。

- (4) 認可事項の拡大(過怠金以外の制裁も加えられた)。
- (5) 主務大臣は規格に関する合理化事業について規制命令を発しうること。
- (6) 主務大臣は規制命令違反者に対して、罰金の附加と、事業活動の停止命令を発しうること。
- (7) 商工組合の地区を一または二以上の都道府県に限定。
- (8) 教育情報事業の拡充。

- (9) 商工組合連合会の事業を商工組合に準じて拡大。

この改正により、商工組合は常設的な同業組合的な性格のものとなり、更に、合理化事業の容認により業種別のしかも中小企業全般にわたる経営の合理化、構造高度化が可能となり、この意味で、同法は中小企業の構造改善政策立法としての性格をもつものになったといえる。⁽⁶⁾しかし、他方、同法は、認可権と命令権を背景に、行政官庁の監督の強化と統制経済的な性格の強化が図られ、且つ、官僚統制化の危険性も強化された。しかも、もともと経済的弱者としての中小企業の組織力が弱い場合には、支配的資本・大企業と対等取引を回復するためにその組織力の強化を側面的に助成するための国家のなんらかの方法による介入が要請されるわけであるが、わが国の現行の商工組合制度には大企業の加入が認められているので、商工組合の(規格に関する)合理化事業について統制経済的な強制カルテルを容認することには問題がある。このように改正法は、中小企業の保護法制としては、むしろ従来よりも更に後退した側面があると評価してよからう。

また、同年同月には商店街振興組合法が制定された。同法は、商店街が形成されている地域において、小売商業・サービス業その他の事業を営む者等が共同経済事業を行うとともに、当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行うのに必要な、商店街振興組合及び同連合会制度を定め、これらの事業者の振興を図ることを目的とするものである。更に同法は、法形式的には一応、独禁法の規定に基づく組合原則に合致した組織化法であり、小売商業・サービス業等の企業集中化法であるといえる。しかし、その地域内において小売商業またはサービス業に属する事業その他の事業を営む者以外の者が、定款で定めた場合に、組合に加入できること、すなわち、一定の条件のもとで大企業が組合に加入できることが同法の構造上の問題点として指摘できるであろう。すなわち、支配的資本・大企業が経済的弱者としての中小企業（商業・サービス業等）の組織の自主性を阻害して組合支配を可能ならしめる危険性がある。

なお、三五年には、主として、町村における商工業を営む小規模企業者（従業員二〇人以下（商業・サービス業は五人以下）の企業者）を主体とする商工会および商工会連合会を法制化し、商工会、商工会連合会ならびに商工会議所等の組織を母体として、小規模企業者の経営改善普及事業の制度的推進を図ることを目的として商工会の組織等に関する法律が制定された。⁹⁾

右の商店街振興組合法と商工会法の二つの法律は、中小企業、とりわけ、小売商業・サービス業、小規模企業が組織を母体として事業の共同化、協業化あるいは経営合理化ないしは経営改善普及事業を推進することを企図するもので中小企業の組織化法であるが、中小企業の構造改善政策立法としての性格をもつものではないと評価した方が正当であろう。

なお、中小企業の金融、信用補完面を強化するために、昭和三六年三月に、中小企業信用保険公庫法、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法等の一部改正が行なわれ、また同年には、新たに機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行う制度を確立することによって、中小企業の設備の近代化および機械工業の振興に資することを目的として、機械類賦払信用保険臨時措置法が制定され、更に、税制面での軽減化を図るため租税特別措置法の一部改正が行われた。これらの法律の改正ないしは制定は、構造改善政策的視点から、特別の優遇措置を講ずるために行なわれたものである。

更に、昭和三四年頃からの労働力需給の変化に対応して、労働力流動化政策の一環として、三四年に中小企業退職金共済法、最低賃金法、三六年に雇用促進事業団法等一連の労働福祉関係法が制定されたが、これらの法制は構造改善政策的視点から制定されたものであるが、中小企業者の組織力の脆弱な現状では、中小企業の若年・専門技術労働力の足止めないしは確保を図ることによって、客観的には、中小企業一般にとって十分な保護法制として機能するというよりは、むしろ支配的資本・大企業が中小企業の一括支配を可能ならしめるような役割を果す危険性がある。

以上において考察してきたように、この時期は、産業構造改善政策なる産業構造高度化政策の一環としての、中小企業の構造改善政策の展開の基礎固めが行われた時期であって、それを担保するための中小企業法制の新たな制定ないしは改正が次第に見られるようになった時期であった。しかも、これらの中小企業構造改善政策立法は、形式的には経済的弱者としての中小企業の保護を基調とする構造改善を目的とするものでありながら、法構造上に問題点を

残し、官僚統制化の危険性を孕み且つ統制経済的な性格をおび、客観的には、中小企業一般の保護法制として機能するといふよりは、むしろ支配的資本・大企業の保護法制として機能する危険性を有するものとなり、この意味で、中小企業の保護法制としては後退、変質するものとなった。

註

(1) この法案の提案理由は、委員長(山本利寿君)によれば、次のようなものであった(第三四回国会参議院、商工委議録一一号)。

「日本経済は、戦後高い成長率で伸展してきましたのでありますが、今後その一層の発展をはかるためには、大企業と中小企業との経営格差を早急に改善し、産業の均衡した発展をはかることが最も緊要であることは申すまでもないことではありますが、特に技術革新の急速な進展、貿易及び為替の自由化等に伴う経済状況の変化が行われつつある現段階においては、これがための適切な対策を促進することが必要とされて参ったわけであります。このためには、従来とも、政府において講じて参りました中小企業のための金融措置、組織化対策、診断指導等の対策をさらに推進すべきことは申すまでもありませんが、同時に中小企業は多種多様な業種を含んでおり、具体的な問題点はそれぞれの業種に特有なものがありますので業種業態ごとに改善を必要とする事項と改善のための方法を具体的に明らかにし、いわゆるきめの細かい対策を業種別に推進することが最も肝要と考えられるのであります。」

(2) 昭和三八年年度、中小企業白書三九頁は、中小企業業種別振興臨時措置法の制定は、構造的見地から中小企業対策を展開するための基礎づくりの意義をもつものであった、と評価している。

(3) 加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」、講座中小企業二、二九〇頁は、同法が中小企業業種別振興法案として登場した当時、「これは官僚統制をむきだしにしているといつてもよい。」と鋭く批判して、「すなわち、この法案では、主務大臣の諮問機関として、大企業を含む中小企業振興審議会なるものをつくって、業種の選定、改善目標をたて、選

定された業種についての改善事業は、主として商工組合（無いばあいは設立を勧告しようとする）をとおしておこなうことになっている。」と述べている。

(4)

日中連は、「業種法は、実態の把握には効果があつたとしても、業界が真に求めるものは何も得られなかったようだ。業界は調査に莫大な費用を負担したが、効果的なハネ返りは空念払いに終つた。」と評価している（日中連「日本中小企業新聞」三八年一〇月二一日（巽信清「中小企業基本法案の役割とねらい」経済評論一九六三年四月号一五八頁））。

(5) この法案の提案理由は、権名国務大臣によれば、次のようなものであつた（第三八回国会衆議院、商工委議録第一〇号）。

「中小企業の経営の合理化をはかり、大企業との間の格差を是正することは、日本経済の均衡ある発展をはかる上にきわめて緊要なことであります。

かかる観点から、政府におきましては従来から中小企業のための各般の施策を講じて参つておりますが、特に設備面での立ちおくれを是正するために、中小企業振興資金助成法を制定し、設備の近代化及び共同施設の設置に対し助成措置を講じて参つており、相当の成果をおさめつつあることは御承知の通りであります。

しかしながら、最近における技術革新の進展及び貿易自由化の実施に対処して、中小企業の近代化を急速に推進する必要がありますがさらに強くなつてきております。

ところで、……中小企業の工場は多く住宅地域あるいは商業地域に散在しており、今や立地的な制約からその発展と合理化を阻害される傾向が著しくなつてきております。従いまして、かかる中小企業業者が市街地を離れて工場適地たる一定の団地に集団的に工場を建設し、工場の適正規模化、施設配置の合理化、設備の近代化、共同施設の利用の高度化等により画期的に経営を合理化し、生産性の向上を期するとともに、あわせて騒音・火災等の公害問題の解決をはからうとする中小企業工場団地の造成気運が全国各地において高まつて参りました。

しかし、このような集団化計画の遂行に際しましては巨額の資金を要しますとともに、土地の取得、工場の建設共同施設の設定、あるいは道路を初めとする関連施設の整備、団地の運営等計画全般にわたつて高度の綜合性、統一性が必

要でありますから、国及び地方公共団体による適切な指導、助成なくしては所期の目的達成はきわめて困難な実情にあります。

従いまして、集団化計画の適正かつ円滑な実施をはかり、中小企業の経営の合理化を一そう促進するため、中小企業振興資金助成法の一部を改正することにいたしましたのであります。」

(6)

この法案の提案理由は、椎名国務大臣によれば、次のようなものであった(第三八回国会衆議院、商工委議録第一〇号)。「機械工業は、国民経済の高度成長になう産業として、今後飛躍的な発展が期待されている産業であります。先般政府において策定いたしました所得倍增計画におきましても、今後年間に、機械工業の生産及び輸出の規模を四倍余にすることが必要であるとされております。しかしながら、現状におきましては、その国際競争力ははなはだ弱体でありまして、今後進展を予想されます貿易の自由化に備えて、急速に機械工業の合理化及び近代化を促進する必要が痛感されております。

……現行の機械工業振興臨時措置法は……今年六月をもって廃止されることになりましたので、ただ今申し上げました最近の内外の情勢にかんがみ、この際、さらに五年間存続させるとともに、その内容を拡充強化し、機械工業の合理化及び近代化を飛躍的に進め、もって国民経済の高度成長とその健全な発展に寄与したいと考える次第であります。」

(7)

この法案の提案理由は、佐藤国務大臣によれば、次のようなものであった(第四〇回国会衆議院議院、商工委議録第二五号)。

「昨今の経済状態の推移を見ますとき、貿易自由化の進展、経済の高度成長等わが国経済の新局態に対応し、大企業との生産性格差を是正するためには、従来の諸施策を一そう充実することはもとより、中小企業の組織制度の整備強化によってその組織化を一段と促進し、その経営の合理化を強力に推進する必要があるものであります。

……協同組合は、中小企業者が相互扶助精神に基づき、共同経済事業を営むことによって、大規模経営の有利性を中小企業に導入するものであり、また、商工組合は、不況克服の調整事業のみを行うことをその目的とした組織でありま

して、いずれも当該業種に属する中小企業者があまねくその営む事業の改善発達をはかるための強固な團結を目的とするいわゆる同業組合的な組織としては、必ずしも十分ではなかったのであります。

従って、このような中小企業組織における不備を補うべく、現在の商工組合制度を拡充強化して、中小企業者が、その自主的組織を通じて総合的見地からその営む事業の指導調査等を行ない、業界の実態の把握、内外の経済情勢に即応する業界の振興策の樹立をはかり、必要ある場合には、生産技術の調整、規格の統一等経営の合理化のための調整事業を実施できることとし、さらに必要ある場合には、不況克服のための調整事業等も行ない得るいわば業種別の総合的中小企業組織制度を確立することが急務であると考えまして、この法律を提出することとした次第であります。」

(8) 同年には、通達「中小企業団体組織法に基づく資格事業についての判断の基準」(大、厚、農、通産、運、建告示一)により、資格事業についての判断基準が定められ、また「商工組合制度の運用について」(三七企庁九一八)により、商工組合の設立、運営等について遺憾のないようとりはかられることとなった。

(9) 加藤誠一「中小企業の組合制度と任意団体」講座中小企業二、二九二頁は、商工会法とすでに検討した中小企業業種別振興臨時措置法について次のような評価をしている。すなわち、「……今後の政府の組織化政策の重点は、一方では商工会の法制化を通じて地域別に小規模企業をつかみ(商工組合は業種別組織)、これを上からの行政指導によって、政治的には保守勢力からはなれる傾向をおさえ、他方では、『きめのこまかい』業種別対策を柱とする中小企業振興法をつくり、商工組合等業種団体を通じて中小企業の系列化を補強する方向をうちだしている。

政府は、かような方向を、二重構造の解消という名目で推進しようとしているのである。だがこれは、自主的な協同組合方式の放棄でしかない。」と。

三、企業集中の実態分析

この時期になると、中小企業の構造改善政策なる構造高度化政策を担保する法制が新たに制定ないしは改正され、中小企業の構造改善政策の展開の基礎固めが行われたわけであるが、ここでは、中小企業の企業集中の実態分析を通して、構造改善政策立法を中心とする中小企業法制の客観的な機能の評価を行うこととする。

(1) 合併 合併総数は、昭和三五年四四〇、三六年五九一、三七年七一五で、三五年は前年よりやや増加し、三六年、三七年と急激な増加傾向を見せており、また中小企業の合併総数は、三五年三四八、三六年四五六、三七年五一三で、三六年と三七年とは急増傾向をたどっており、やはり中小企業が圧倒的に多い。この時期になると、大企業の合併数が前期に比して年々増加傾向をたどっており、とりわけ、資本金一〇〇億円以上の合併が見られるようになり、また、中小企業内部においても、資本金五〇〇万円以上の企業と五、〇〇〇万円未満の企業との間では、合併数が前期に比して年々増加しており、更に、資本金一〇〇万円以上の企業と一〇〇万円未満の企業との間で、合併数の格差が前期よりも著しく、中小企業内部の階層分化の傾向がより明確化してきた。⁽²⁾

なお、三五年度および三六年度における合併件数累計一、〇三一のうち製造業が圧倒的に多く、製造業のうちでは、機械部門がトップで、また、競争会社間の合併の萌芽が見られるのが特徴的である。⁽³⁾ 競争会社間の合併という場合にも、例えば、三菱三重工（新三菱重工・三菱日本重工・三菱造船）や三井系化学四社（三井化学・三池合成・東洋高圧・三井石油化学）相互間の部分的な競争対立のように、同一コンツェルンに属する企業間の競争の存在は、コンツェルン全体の再編強化という大局的な利害判断のもとにむしろ合併を促進する要因となりうるのである。⁽⁴⁾

ところで、従来合併は、(1)歴史的、資本的および人的関係を有する系列企業の中で進行されてきており、生産の集

中が必要な「競争企業」間の合併はきわめて事例が少く、(2)これに関しては系列企業の中での集中、事業の補完をめぐした合併が多く、一般的には経営の多角化を目的とした合併が多い。これは、従来の競争が国内競争を中心に考えられ、国際競争に対処する必要はあまり生じなかったためであろう。(5)(6) ここにおける系列とは、金融系列、技術提携ないし外資導入先の系列とみられるが、過去において、合併が主として右の意味の系列のわく内で進められてきたこと、したがって、三井、三菱、住友等の各コンツェルンの再編成強化の一環をなすものであったこと(三菱商事・三井物産の再建がその典型である)は、明らかである。(7)

なお、過去数回の景気変動過程においては、景気後退期に合併ムードが醸し出され六ヶ月ないし一年半を経てそれが現われるといった徴候が幾分うかがわれるが、景気の上昇過程にあった三六年頃を境にそれ以降企業合併件数が急増傾向を示しているのは、E E Cの発展や自由化等を契機として、内外競争に対処するための合併ムードが高まってきたことを示すものといえ、(8)更に、(1)規模別・地域別の賃金格差の縮小化傾向が、従来の系列支配による賃金格差利用という有利さを減殺し、特定企業の吸収合併を可能ならしめる条件を醸成してきたこと、(2)シェア拡大が金融面からの安易な融資利用によって促進されたこと、(3)技術革新投資の一巡から合併でスクラップ・アンド・ビルドによる生産の集中化・専門化をはかり、経営の合理化を促進することが緊急の課題となってきたこと、すなわち従来の系列・下請企業集団の量的拡大の鈍化、質的な選別・整理をともなう合併・業務提携が経営管理体制の合理化課題となってきたことによるものと考えられる。(9)

また、中小企業分野の合併のウエイトが高いのは、戦後数回の景気後退、金融引締に際し中小企業が合併によって

経営の建直し、経営の合理化を図ってきたこともその要因の一つであるといえようが、とくに上層中小企業の合併件数が多いのは、独占資本・大企業の産業再編成、下請化、系列化の進行過程で、独占資本・大企業にとって有利な優良中小企業の保護育成、合併促進政策を推進してきたことによるものであって、このことは中小企業内部の階層分化の促進により独占資本・大企業が支配、収奪機構の確立を企図するものであることを示すものと考えられる。

(2) 組織化 中小企業等協同組合に基づく事業協同組合数は、昭和三五年二〇、〇九五、三六年二一、三〇九、三七年二二、九〇七で、やや増加傾向を示しているが、相対的には、前年よとやや減少しており、信用協同組合数は五〇〇近くで、火災共済協同組合数は三〇台、また、環境衛生関係法に基づく環境衛生同業組合数は四〇〇近くで、更に商店街振興組合法に基づく商店街振興組合数は僅かに四で、やはり前期同様、事業協同組合が圧倒的に多い¹⁰⁾。

中小企業等事業協同組合による共同経済事業について見れば、中小企業庁の「事業協同組合実態調査報告」によれば、昭和三六年三月末現在で調査対象九、九五六組合（回収率四八・九％）のうち共同購入が三、四八九、共同販売一、四〇五、生産販売調整二一三、価格協定一、〇一六でその他の事業として共同受注、共同生産、共同運搬、共同設備利用、資金の貸付け、債務の保証、火災共済等がある¹¹⁾。

このようにこの時期における共同経済事業は前期以来低調ぎみの傾向を示している。この背景としては、前期において指摘したのと同じく、支配的資本・大企業の協同組合への介入により組織の自主性と民主性が阻害され組織の内部分裂と弱体化が進行していること、更に中小企業振興資金助成法に基づく設備近代化補助金が増額傾向にあるのに

比し、共同施設補助金が減少傾向を示していること等が指摘できるであろう。

(3) カルテル この時期におけるカルテル総数は前期に比して相対的に急増しており、三五年五九五、三六年七一四、三七年八六八と年々増加しており、そのうちでも中小カルテル件数がやはり圧倒的に多く、とりわけ、中小企業団体組織法に基づく中小カルテル件数がその大多数を占め、三五年三七〇、三六年四六七、三七年五四九と前期に比して年々急増しており、環境衛生関係法に基づくカルテルも三六年五、三七年六三と徐々に現われ始めている。⁽¹²⁾

なお中小企業団体組織法に基づくカルテルは不況カルテルのみで、三七年新設された合理化カルテルはまだ行なわれておらず、主務大臣による強制加入命令も発動された例はまだないが、アウトサイダー規制命令および設備新設制限命令はしばしば発動され、三八年三月末現在、アウトサイダー規制命令四二業種、設備新設制限命令一七業種となっており、とくに繊維製造業関係に多く見られる。⁽¹³⁾

また三八年三月末現在のカルテル二、〇九八件を産業別で見れば、製造業五〇〇、商業・サービス業二七四、貿易業一五〇、海運業七一、漁業五となっており、その他行政指導による勧告操短、鉄鋼公開販売制等が二八件（大企業分野二一件）となっている。⁽¹⁴⁾

中小企業のカルテルは対抗カルテルがその大部分で、独占形態としてのカルテルは数少ない。しかし、環境衛生関係法に基づくカルテルは直接一般消費者を対象とするものである点で問題となる。なお中小カルテルに大企業が参加している場合には、中小企業は大企業業から不利な条件を押しつけられて、経済的弱者としての中小企業を保護するためのカルテルとして十分な機能を果さなくなってしまうおそれがある。資本主義の現段階においては、カルテルの

結成と運営のいずれの面についても、独占企業が支配的役割を果すのであり、その結果カルテルによる利益自体、独占企業によって独占され、中小企業にとっては、相対的に不利となる場合が通例である。故に、政府の勧告、強制などによらない「自主的カルテル」も、独占企業にとつてのみ、自主的・自発的な組織であるのであり、中小企業にとつては、種々の組織強制によって加入を余儀なくされるか、アウトサイダーとしてカルテルの強制手段によって圧迫されるか、いずれにせよ、カルテルへの加入・非加入について、自主的・自発的でありえない場合が多い。⁽¹⁵⁾ このように、カルテル内の最劣等企業あるいは中小企業が、カルテルによって保護されるとは限らず、その逆の場合が多く、また、一部のカルテル化は、その前段階または後段階の部門の企業に対して、とくに中小企業に対して、原料高、製品安その他の不利をもたらす。したがって、このカルテル化の防止の点に、中小企業は、独占禁止法の一存在理由を認めており、全日本中小企業協議会、全国中小企業等協同組合中央会などの現行法の改正強化要望の重要な一根拠もこの点に求められている。⁽¹⁶⁾

なお、カルテル化が必然的とみられるような情勢のもとでは、中小企業にとつて、政府の行政行為によるカルテル化と自主的カルテルとのいずれが有利であるかという問題については、行政官庁による勧告カルテルにおいては、カルテルメンバー中の弱小な部分、中小企業に対して特例を設けて、これを保護した事例⁽¹⁷⁾と逆に支配、収奪のための系列的集中を推進した事例⁽¹⁸⁾があり、また、自主的カルテルにおいては、高能率部分への生産の集中と非能率部分の買収整理制度を規定した事例⁽¹⁹⁾があること等によって明らかなように、行政官庁は、基本的には、あくまで独占企業本位の規制をおこなっているのである。したがって、国家統制や強制カルテルよりも、自主的カルテルの方が中小企業にと

って、より有利であるとか不利であるとか、一般的に断定することはできない。⁽²⁰⁾
このようにこの時期になると、独占形態としてのカルテルが増加して、カルテルによる産業再編成、系列化を通して独占資本・大企業による中小企業の支配、收奪機構の形成の進行が前期よりも顕著となってきた。

(4) 中小企業の構造改善政策立法に基づく企業集中 昭和三六年の中小企業振興資金等助成法により、従来の中小企業の設備近代化補助金と協同組合の共同施設補助金に加えて、新たに工場等集団化設備資金制度が設けられ、更に税制上の特別措置が講ぜられたため、前期以来低調きみの傾向にある共同施設の設置や共同経済事業とは別に、新たな中小企業の構造高度化、構造改善、近代化の方策として工場等集団化事業が推進されることとなったわけである。工場等集団化事業については、三六年から実施され、三六年までに一〇団地、三七年までに三〇団地で、まだ相対的に僅少である。⁽²¹⁾

機械工業は、昭和三〇年に比し三五年には約四・五倍の生産規模に達する飛躍的な発展を遂げ、わが国経済成長に大きな役割を果たしており、生産性向上、技術水準向上に大きな実績が上っているが、機械工業振興臨時措置法は、三六年の改正によりその対象業種も国際競争力の強化の観点から、従来の基礎機械共通部品部門から競争力、輸出力を強化すべき部門にまで拡大され、工作機械向融資のウエイトが漸減し、自動車部品関係のウエイトが急増し始めた。この改正により政策手段として、合併、共同出資等の企業合同を推進するための税制措置が新たに講じられたが、依然として特定機械融資による設備近代化が中心的なものであった。この改正により特定機械融資はその企業規模に応じて開発銀行と中小企業金融公庫との二本立になり、三六年五月末現在の融資先は、六割弱が資本金一、〇〇〇万円

以下、従業員三〇〇名以下の企業の規模で占められ、資本金一億円以上の企業は僅かに二%（件数比）にとどまったが、⁽²²⁾自動車部品メーカーに対する同法による開発銀行あるいは中小企業金融公庫からの融資について見れば、開発銀行からの融資対象となる一次部品メーカーに対し中小企業金融全庫の対象となる二次部品メーカーは、その数においては圧倒的に多く、逆に融資額においては圧倒的に少なく、その上、この時期までは多数の下請企業と下請加工メーカーへの特別融資の道はほとんどとざされていた。⁽²³⁾

このような金融機構の中で自動車産業における部品生産での生産的系列化が進行し、中企業が育成されて大企業と中企業との補完関係が強化されたが、それは従来数多く見られた原料的系列（繊維、鉄鋼二次製品、塩化ビニール等）とは技術的、生産力的な面で著しく異った発展を示してきた。⁽²⁴⁾ なお同法に基づく合理化カルテルは三五年一件、三六年一件、三七年五件と僅かながら見られ始めた。⁽²⁵⁾

繊維工業設備臨時措置法に基づくカルテル件数も三五年七、三六年四、三七年三と前期に比し相対的にやや増加するに至った。⁽²⁶⁾

中小企業業種別振興臨時措置法に基づく業種の指定については、昭和三五年一七業種、三六年二三業種、三七年二六業種が指定され（更に三八年には四業種が追加指定された）、すでに改善事項が策定された業種については、改善事項の推進が図られ、例えば輸出関係業種については、中小企業金融公庫から低利（年七分五厘程度）の融資が講ぜられた（三九年には一八業種について改善事項が策定された）。⁽²⁷⁾ 業種の指定にあたっては、とくに、輸出振興と国際競争力の強化と産業構造の高度化、改善に資する業種に重点がおかれた。⁽²⁸⁾ しかし同法は、改善事項の実施を裏付ける

同法に基づく特別の金融、税制措置が講じられていなかったため、あまりその実効はあがらなかった。

以上の実態分析から理解されるように、この時期になると、合併、組織化、共同化、カルテル化等の企業集中が相対的に急増し、とりわけ、中小企業分野での企業集中がその大部分を占め、中小企業の構造改善政策立法は、法制面での不備や金融機構更には組織の弱体化等により、企業集中を停滞化せしめている側面もあったが、相対的にはかなり効果があがり始めた。しかし、構造改善法制を中心に中小企業法制は、中小企業一般の十分な保護法制として機能するには至らず、むしろ独占資本と国家権力と金融資本との結合により、企業集中を通して、産業構造改善なる産業構造高度化に伴う産業再編成、系列化の進行過程で、上層中企業の保護育成と中小企業の組織の弱体化による中小企業内部の階層分化の進行を図ることにより、統制経済的且つ官僚統制的な色彩を強めながら、独占資本・大企業による支配、収奪機構の確立のために機能する傾向が強くなったと評価してよからう。

註

- (1) 三六年の合併総数五九一と営業譲受け等総数一六二のうち、三井化学工業と三池合成工業、芝浦機械製作所と芝浦工場、東京芝浦電気と石川島芝浦タービン、別府化学と製鉄化学等の合併に見られるように、合併後の資本金一〇億円以上の合併が二七にのぼり、化学機械等の重化学工業部門の企業の合併・営業譲受け件数の急増したことが顕著な特色といえる（公正取引委員会編、昭和三六年度年次報告、一八頁以下）。
- (2) 別表I参照。
- (3) 通産省「企業の合併効果（第一次報告）」（昭和三七年一〇月一〇日）。
- (4) 儀我壯一郎、現代日本の国家と独占（ミネルヴァ書房）一四五～七頁。

戦後の日本における産業構造改善政策と中小企業法制の変遷 (一)

(5) 通産省「企業の合併効果(第一次報告)」(昭和三十七年一〇月一〇日)。

昭和三十六年頃を境に合併数が急増したが(中堅企業の合併と巨大企業の異系列大型合併が特色)、三十六年以前の高度成長過程で停滞的であった理由として、大阪市立大学経済研究所、産業再編成と企業合併(日本評論社)、二一七―二一九頁は、次のような指摘をしている。すなわち、第一の理由として、技術革新の進展とくに技術導入にともなう急激な設備投資が、日銀のオーバーローンや金融機関のワンセット主義的な積極性に支えられて、独占企業・大企業間で過当競争的に展開された結果、自企業の投資拡大の緊急性から、他企業とくになお老朽陳腐化した旧機械設備の多く残存する中小企業の吸収合併がより高価なものとして考慮されなかったことである。むしろ最低生産規模の上昇や不況状態、過当競争克服のための中小企業相互間の合併が大多数を占め、これが新製品分野への大企業の進出などと相俟って生産集中度の停滞をもたらしていた。第二の理由として、規模別賃金格差の利用によるコスト引下げを狙って、生産技術の有機的連繫を基礎に成長的な優良中小企業の系列化が、合併に代る企業集中の形態として進展した。とくに産業トラストでは量産体制にともなう市場支配の拡大強化のため、諸関連部門への社外投資を増加させることにより広汎な関係会社、系列・下請企業集団の形成を促進した。このように高度成長過程で、企業合併に代る企業系列化という形で企業集中が展開されたことは、企業合併を停滞させる一要因をなした、と。

(6)

系列化では、「比較的優秀な中小企業を選びだし、それを編成し系列支配する。従って、資本規模、設備能力、技術水準、経営内容(系列企業が最終製品の生産を受けもつばあいには、時には製品の販売地盤も)などの優劣によって系列に加わりうるものと、加わりえないものとにわかれる。……系列に加えられたものは、……親企業のある程度の援助やその資本力によって、系列から閉めだされた企業よりは普通には有利な立場におかれる。また、系列内の中小企業には金融機関の融資や国の援助も優先する場合もある。……系列外の中小企業は、しばしば、極めて不利な立場をおしつけられ、時にはいぢむらしい『しわよせ』をうけることさえ稀ではなく」(小林義雄、「中小企業系列化と資本集中」、公正取引、一九六一年六月号、一二頁)、「他方、系列に入ったものも一応の安定が得られるのにすぎないのであって、系列企業層自体にもその資本力に応じて幾多の階層があり、系列企業内部での相互の競争は激しく、いわゆる子会社の

な形で独占資本との系列関係を強めていくものもあれば、浮動化、劣弱化して、系列関係から切り離されて没落するもの、あるいは他の有力な系列企業に吸収されるもの等」があり(相原茂編、日本の独占資本(法政大学出版局)、二一九頁)、「かくして、系列化された中小企業と系列外の中小企業との間で、また、系列化された中小企業の内部で、中小企業の階層分化の過程が進行する」ことが(儀我壮一郎、現代日本の独占企業(ミネヴァ書房)、二一七頁)、指摘されており、「かくして、中小企業がそれ自体すでに複雑な階層構造をもっているのではあるが、独占支配との関係では、系列化をめぐって問題となり得る中小企業、すなわち中層以上のもものと、問題外である零細業者との間に大きく一線が画されていく傾向のあることは否定できない現実のようである(三三年度の経済白書はこの傾向をはっきり認めている——各論三の2『中小企業内部における変化』」(相原茂編、日本の独占資本(法政大学出版局)、二一九～二二〇頁)。

(7) 儀我壮一郎、現代日本の国家と独占(ミネルプア書房)一四五頁。

(8) わが国産業界における企業の動きはE.E.Cの発展、自由化等を契機として生産規模の拡大、経営多角化の方向で活発化してきており、生産規模の拡大は、生産の集中、専門化、投資規模の拡大等を通じて、一方経営の多角化は他部門への進出、系列化等の形で現われているが、中でも「企業の合併」は、この時期においてようやく活発化する兆を見せてきた(通産省「企業の合併効果(第一次報告)」(昭和三七年一月二〇日)参照)。

(9) 大阪市立大学経済研究所、産業再編成と企業合併(日本評論社)、二二九～二三〇頁。

(10) 別表I参照。

(11) 吉田仁風、日本のカルテル(東洋経済)、六〇、一五〇～一五二頁。

(12) 別表IV参照。

(13) 吉田仁風、日本のカルテル(東洋経済)、四五頁。

(14) 吉田仁風、日本のカルテル(東洋経済)、五九～六〇、一五六～一六二頁。

(15) 藤田敬三、カルテル闘争論、四二頁以下。

戦後の日本における産業構造改善政策と中小企業法制の変遷 (一)

- (16) 儀我壯一郎、現代日本の独占企業（ミネルヴァ書房）、二一五～二一六頁、東京商工会議所、独占禁止法改正問題に関する資料、一四頁以下。
- (17) 紡績操短の場合に、弱小な中小企業の生産制限率を緩和して操短の基礎控除を一万錘以下とする特例を設けた（御園生等「カルテルは今後どう変貌するか」経営法学ジャーナル季刊一号五七頁）。
- (18) 綿紡績部門の大幅一斉操短の際に、十大紡を中心とする紡績資本は、操短効果としての糸高布安のシェーレを背景として、綿布生産の面ではむしろ系列的集中を推進した（丸山泰男、「戦後反独占政策の変遷と独占資本の構造変化」、戦後日本の工業政策、一六六頁）が、その他、十大紡を含む紡績業者が行なった綿糸の共同操短によって、その需要者たる中小の機業者が苦境に陥った事例（横田正俊、「中小企業と独占禁止法」、法律時報、一九五四年一〇月号六頁）や、輸出リンク制が十大紡に有利に改正された事例（独占資本研究会、現代日本の独占資本、一一四、二一七頁）等がある。
- (19) 石炭鉱業合理化臨時措置法が高効率炭鉱部門への生産の集中と非効率炭鉱部門の買収整理制度を規定した（通産省、産業合理化白書、三〇七頁以下）。
- (20) 儀我壯一郎、現代日本の独占企業（ミネルヴァ書房）二一七頁。
- (21) 昭和四〇年度中小企業白書。
- (22) 川名晃、「『機振法』の沿革・評価・展望」、中小企業ジャーナル一九六八年八月号二一～二二頁。
- (23) 上野裕也・武藤博道、「自動車工業論——保護政策の実態と評価」別冊中央公論、経営問題夏季号（昭和四五年度）四四八頁。
- (24) 昭和三四年度、経済白書参照。
- (25) 別表Ⅳ参照。
- (26) 別表Ⅳ参照。
- (27) 杉山慈郎、「構造改善政策のあゆみ」、中小企業ジャーナル一九六七年七月号二八～九頁。
- (28) 月刊中小企業三八年一月号二六頁参照。

戦後の日本における産業構造改善政策と中小企業法制の変遷

(二)

29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年 4~12 月
6	11	10	2	4	3	2	2	6	0	3	1	1	1
15	13	18	18	10	9	8	6	9	11	5	6	11	6
151	141	150	135	152	149	144	147	146	188	182	220	205	177
33	47	75	84	85	95	100	125	131	187	160	169	142	142
73	88	89	98	81	94	94	176	221	320	313	318	341	266
278	300	342	382	332	350	348	456	513	706	663	714	700	593
47	37	38	61	48	63	91	130	196	274	188	174	164	147
	1	1	0	1	0	0	3	3	5	4	3	2	3
						1	2	3	12	9	3	5	5
325	338	381	398	381	413	440	591	715	997	864	894	871	748

3. 42年度は、4月から12月末までの件数である。

32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年 3月末 現在
23,944	24,612	25,015	20,095	21,309	22,907	24,314	25,721	27,283	28,333	28,811
456	406	461	468	480	500	517	523	531	538	543
26	28	33	34	35	36	36	36	37	38	38
324 (14)						984 (39)	1,099 (41)	1,196 (47)	1,256 (54)	
		326	371	387	393	396	405	402	418	435
					4	365	536	659	767	781
					(-)	(1)	(1)	(1)	(3)	(12)

一三二

28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年
10,885	11,142	10,936	10,680	10,420	10,548	10,527

別表Ⅰ 資本金別合併受理件数（独占禁止政策20年史より作成）

年 度 資本金	22年	23年	24年 前	24年 後	25年	26年	27年	28年
	50万円未満				38	27	12	15
50万円以上100万 円未満				48	34	34	24	9
100 // 500 //				217	215	139	162	156
500 // 1,000 //				71	62	58	71	52
1,000 // 5,000 //				61	68	66	70	64
(小 計)				435	406	309	342	291
5,000万円以上50億 円未満				13	14	22	43	53
50 // 100 //								
100 //								
計	23	309	123	448	420	331	385	344

東
洋
法
学

- (注) 1. 資本金は合併後の資本金である。
2. 22年度、23年度および24年度前（6月18日の法改正前）は、認可件数である。

別表Ⅱ 中小企業組合の設立数推移（月刊中小企業1968年8月号より作成）

年 度 別 組 合 数	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
	事業協同組合	1,890	13,482	15,746	17,683	20,350	22,287	23,330
信用協同組合		626	640	326	366	381	390	405
火災共済協同組合				1	7	15	20	23
商工組合								
環境衛生同業組合								
商店街振興組合								

(注) 組合数のうち（ ）内の数は連合会を示す。

別表Ⅲ 企業組合数の推移（中小企業庁調べ）

年 度 別 組 合 数	24年	25年	26年	27年
	企 業 組 合	322	5,103	9,216

一
三
一

戦後の日本における産業構造改善政策と中小企業法制の変遷 (二)

30 3月 年末	31 3月 年末	32 3月 年末	33 3月 年末	34 3月 年末	35 3月 年末	36 3月 年末	37 3月 年末	38 3月 年末	39 3月 年末	40 3月 年末	41 3月 年末	42 3月 年末	42 12月 年末
143	194	218	280	314	370	467	549	591	588	587	652	632	590
		0	0	0	1	1	5	6	14	14	9	6	8
			0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
			0	0	2	7	4	3	3	3	3	3	3
			0	1									
	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4	7	8	9	9	9	9	9	9	12	12	12	12
							4	5	5	6	6	6	7
14	28	57	73	112	129	144	149	143	137	139	135	130	136
14	37	71	93	150	172	193	199	194	203	210	214	209	213
0	8	8	11	10	11	10	11	11	11	12	11	8	8
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
				1	9	10	12	13	16	15	14	16	18
			0	0	0	5	63	95	106	122	123	123	123
162	248	312	401	509	595	714	868	948	970	999	1,079	1,037	1,001

②中小企業団体の組織に関する法律に基づくカルテルには合理化カルテル16件を含む。

別表Ⅳ 適用除外法令別カルテル数の推移（独占禁止政策20年史より作成）

根 拠 法 令	適 用 業 種	27 3 月 年 末	28 3 月 年 末	29 3 月 年 末
中小企業団体の組織に関する法律 昭和 33. 4. 1 施行 旧特定中小企業の安定に関する臨時措置法 昭和 27. 8. 1 施行 旧中小企業安定法 昭和 28. 8. 1 施行	工 業 組 合 と 商 業 組 合		53	71
機械工業振興臨時措置法 昭和 28. 6. 15 施行	特定機械製造業			
電子工業振興臨時措置法 昭和 32. 6. 11 施行	特定電子工業			
繊維工業設備臨時措置法 昭和 39. 10. 1 施行 旧繊維工業設備臨時措置法 昭和 31. 10. 1 施行	特定繊維工業			
生糸製造設備臨時措置法 昭和 32. 5. 28 施行	生糸製造業			
石炭鉱業合理化臨時措置法 昭和 30. 9. 1 施行	石炭鉱業			
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 昭和 28. 3. 1 施行	酒類製造業と酒類販売業			2
漁業生産調整組合法 昭和 36. 6. 1 施行	指 定 漁 業			
輸出入取引法 昭和 27. 9. 1 施行 (旧輸出取引法)	輸出業者の輸出取引, その他 (小 計)		0 0	5 6
輸出水産業の振興に関する法律 昭和 29. 12. 1 施行	輸 出 水 産 業 (輸出向国内取引)			
肥料価格安定臨時措置法 昭和 39. 8. 1 施行 旧硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法 昭和 29. 9. 5 施行	硫安製造業 (輸出向国内取引)			
内航海運組合法 昭和 39. 8. 10 施行 (旧小型船海運組合法 昭和 32. 6. 1 施行)	小型船海運業			
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律 昭和 32. 9. 2 施行				
合 計			53	79

①（注）保険陸運関係や協同組合等共同経済事業については掲載していない。